

抽出事案説明書

部局名 県土整備部

担当課（事務所）名 治水課

入札方式	一般競争入札（総合評価落札方式）（事後審査）
工事名	大門ダム非洪水期洪水吐ゲート設備外改良工事（一部債務）（補特）
契約番号	治水課-25-0039
工事概要	非洪水期常用洪水吐ゲート設備改良工 一式 洪水期常用洪水吐ゲート予備ゲート設備改良工 一式 予定価格 91,916,000円（消費税含む）
入札参加資格	<p>○本店所在地 指定しない</p> <p>○競争入札参加資格 山梨県における建設工事（鋼構造物工事業）の入札参加資格を有する者で、令和7年8月1日の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の鋼構造物工事に係わる総合評定値が900点以上の者</p> <p>○企業の施工実績 4千万円以上の鋼構造物工事 ※元請として請負い平成22年4月1日から入札参加資格締切日までに完成している工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。</p>
入札参加資格設定の経緯及び理由	<p>○予定価格が5,000万円以上、1億円未満であることから、予定価格と工事難易度及び、【令和8年2月補正予算による工事の発注に係る事務処理の特例】より、「総合評価落札方式特別簡易型（I）（事後審査）」での一般競争入札とした。</p> <p>○本店所在地は山梨県一般競争入札参加資格設定要領に基づき、鋼構造物工事のため、指定なしとした。</p>

	<p>○参加資格は、山梨県における建設工事（鋼構造物工事業）の入札参加資格を有する者で、令和7年8月1日の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の鋼構造物工事に係わる総合評定値が900点以上の者とした。</p> <p>○企業の施工実績は、予定価格の5割程度である請負金額4,000万円以上の鋼構造物工事とした。</p>
入札参加業者数	<p>応札可能業者72者</p> <p>参加業者1者、応札業者1者</p>
参加資格によって無資格とされた業者がいた場合の無資格理由の説明	<p>無資格者：なし</p>
<p>入札の経緯及び結果の説明</p> <p>（入札経過（結果）の添付）</p>	<p>応札業者は1者であり、当該応札業者は入札参加資格の条件を満たしているため、落札とした。</p> <p>落札率97.06%</p>

一般競争入札参加業者「審査整理表」

No. 1

工事場所 山梨県北杜市高根町清里地内の3

(標準タイプ)

工事名 大門ダム非洪水期洪水吐ゲート設備外改良工事(一部債務)(補特)

予定価格:91,916,000円

資格有り ・ 資格無し の別	業 者 名	所在地	総合評定値 又 は 総合数値	同 種 工 事 の 施 工 実 績	配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験	左記以外の入札公告で 示した規定に対する判定
有	1 飯田鉄工(株)	笛吹市	1,197	A		A

入札経過 (結果)

入札関連情報

[一覧選択に戻る](#)

ヒント

契約番号(工事番号) 治水課-25-0039
入札結果決定日時 令和 8年 3月24日 9時31分
工事名称 大門ダム非洪水期洪水吐ゲート設備外改良工事(一部債務)(補特)
履行場所 北杜市 高根町清里 地内の3
履行期間 令和 8年 3月30日-令和 9年 5月14日
予定価格(税込み) 91,916,000 円
入札書比較価格(税抜き) 83,560,000 円
低入札調査基準価格(税抜き) 75,002,314 円
入札方式 総合評価一般競争入札
入札結果 落札決定
落札業者名 飯田鉄工(株)
決定額(税込み) 落札された入札価格+消費税(契約後に契約内容で公表)
選定理由等 [予定価格積算内訳\(公表用設計書\)\(2025003144980888file101.zip\)](#)
[審査整理表「一般競争入札参加業者」\(shinsa-25-0039.pdf\)](#)
[評価調書\(hyouka_25-0039.pdf\)](#)

No.	入札業者名	第1回入札	
1	飯田鉄工(株)	81,100,000 円	 落札
備考			

<注意事項>

- 各業者の入札価格は、税抜きの価格です。
- 入札価格が空欄の業者は入札に参加しなかった業者です。
- 総合評価方式以外の入札において、落札金額より低い価格の入札は最低制限価格未満であり、落札者としていません。
- 履行期間については予定期間であり、入開札の状況により変更になる場合があります。
- 一般競争入札で参加資格を開札後に確認する事後審査型については、落札候補者のみ参加資格を確認しております。詳しくは、選定理由等に添付されている「審査整理表」をご確認ください。
- 随意契約の場合は、契約の相手方の情報のみを公表します。

[契約内容へ](#)

[質問一覧へ](#)

別紙 総合評価落札方式 公告個別事項

工 事 名		大門ダム非洪水期洪水吐ゲート設備外改良工事(一部債務)(補特)					
工 事 番 号		治水課-25-0039					
案 件 の 種 別		通常型	総合評価の種類		特別簡易型 I		
評	評価項目	技術評価様式	適用	点数	評価内容(個別事項)		
		企業の実績	様式2	○		2	
価	企業の技術力	企業の同種工事の施工実績	様式2	○	2	ダムにおける請負金額9千万円以上の鋼構造物工事の施工実績	
		企業の工事成績	不要	○	4		
		優良工事表彰	不要	○	3		
		事故及び不誠実な行為	不要	(減点)			
		ISO認証取得状況	様式9	○	1		
	企業の施工技術	ICT施工技術の活用	様式27	-	-		
		登録基幹技能者の配置	様式30	○	1		
	基	地域精通度	近隣工事会社実績	様式4	○	3	中北建設事務所管内(峡北支所管内を含む)における鋼構造物工事の施工実績
			本店所在地	不要	○	2	中北建設事務所管内(峡北支所管内を含む)に本店を有する企業を「2点」 山梨県内に本店を有する企業を「1点」、その他「0点」
		企業の信頼性・社会性	災害協定	様式11	-	-	
災害協定(広域応援)			様式11	-	-		
防疫対策協定			様式11	-	-		
維持管理業務委託			様式11	-	-		
除雪業務委託			様式11	-	-		
耕作放棄地等解消			様式12	-	-		
その他の地域貢献		様式17 様式20	-	-	地域農業への担い手として農業参入した実績:様式17(農政部のみ) やまなしの森づくりCO2吸収認定制度の実績:様式20(森林環境部のみ)		
準		企業の取組	若手技術者の育成	様式22	○	2	
	新規雇用の実績		様式28	○	1		
	WLBの推進		様式29	○	1		
評価点数合計					20		
加算点					15		

技術評価資料作成要領

共通

簡易型・特Ⅱ
簡易型のみ

総合評価落札方式により実施する工事は、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので、内容を確認の上、間違えないように作成すること。

◎:必須 ○:選択 -:対象外

「1」企業の技術力について

(1) 施工計画

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-1-1 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-1)	施工計画1項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	10										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5	-	-	◎	-	-	◎	-	-	◎	◎
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										
1-1-2 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-2)	施工計画2項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	10										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										

(1) 施工計画(特に技術力を評価する必要がある場合)

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-1-1 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-1)	施工計画1項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られ、効果がある	20										
	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	15										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10	-	-	◎	-	-	◎	-	-	◎	◎
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
1-1-2 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-2)	施工計画2項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られ、効果がある	20										
	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	15										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
未記入、または不適切である	欠格											

※ 「公告個別事項」に示す施工計画について、該当する様式に必要項目を記入し、資料を添付の上、提出すること。

※ 評価項目は、下記対象項目の中から1項目または2項目選択し、「公告個別事項」に示す。

- ① 工程管理に係わる項目
- ② 品質確保に係わる項目
- ③ 施工上の課題に係わる項目
- ④ 安全管理に係わる項目
- ⑤ 施工上配慮すべき項目

資料作成に係る留意事項

[技術評価様式5-1、5-2] ※公告に添付された様式を使用すること。

- 1) 施工計画の記載にあたっては、工事の特徴、現場条件等を考慮した記載をすることとし、実施内容が曖昧な表現は避けること。
- 2) 評価項目に対する提案数は、優先度の高いものの順に提案1から記載し、最大3提案までとする。これを超える提案については評価しない。
- 3) 施工計画の評価は1提案ごとに評価し、合計して評価点を算出する。
- 4) 必要に応じ説明図表、写真を添付することとするが、様式を含めA4版2枚以内とする。
- 5) 3提案とも未記入、または不適切な提案の場合は、「欠格」とする。

(2) 配置予定技術者の能力

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-2-1(1) 資格 (技術評価様式3) ※解体工事、舗装工事以外 の工事	1級土木施工管理技士等(※1)又は同等以上の資格(※2)を有する者	1	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	○
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0										
1-2-1(2) 資格 (技術評価様式3) ※施工体制評価型(解体工事) の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者で、かつ 解体工事施工技士(※3)	2	-	-	-	-	◎	◎	-	-	-	-
	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者 上記以外の工事施工等に係わる資格	1 0										
1-2-1(3) 資格 (技術評価様式3) ※施工体制評価型(アスファ ルト舗装工事)の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者で、かつ 1級舗装施工管理技術者(※4)	2	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-	-
	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者 上記以外の工事施工等に係わる資格	1 0										
1-2-2 同種工事の施工実績 (技術評価様式3) <注1>	主任(監理)技術者として同種工事の実績あり	2										
	監理技術者補佐又は担当技術者として同種工事の実績あり	1	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎
	その他	0										
1-2-3 優良工事技術者表彰 (資料提出不要) <注1>	表彰の実績 あり	1	-	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎
	表彰の実績 なし	0										
1-2-4 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (資料提出不要) <注1>	82点以上	4										
	80点以上82点未満	3										
	78点以上80点未満	2	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎
	72点以上78点未満	1										
	72点未満又は成績実績なし	0										
1-2-5 継続教育(CPD)の取組状況 (技術評価様式13)<注1>	取組状況が優良	1										
	取組なし又は取組状況が上記未満	0	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

※1「1級土木施工管理技士等」とは、当該工事(業種)の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※2「同等以上の資格」とは、当該工事(業種)の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※3「解体工事施工技士」とは、「(社)全国解体工事業団体連合会」認定の資格のこと。

※4「1級舗装施工管理技術者」とは、「(一社)日本道路建設業協会」認定の資格のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式3] ※「山梨県公共事業ポータルサイト>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 配置予定技術者は、建設業法に基づき適正な資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。
また、「施工体制評価型(解体工事)」の場合では「解体工事施工技士」、「施工体制評価型(アスファルト舗装工事)」の場合では「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。
- 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として記載することができる。この場合、技術評価様式3は全ての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者ごとに「配置予定技術者の能力」及び「地域精進度-近隣地域での施工実績」についての評定点を合計し、最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。なお、配置予定技術者は、工事開始日の前日までに確定すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、ヒアリング結果を加える。
- 配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者(担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。)として施工従事したものを対象とする。
また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績としても認める。
- <注1>に記載する 同種工事の施工実績(配置予定技術者)、近隣地域での施工実績(配置予定技術者)がある場合は各々について記載すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、同種工事がない場合でも主な工事の施工実績(ヒアリング時の資料とする。)を記載すること。
- 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。
- 配置予定技術者の資格が確認できる資料(一級土木技術検定合格証明書等の建設業法第15条第2号イに基づく証明書(又は建設業法第15条第2号ハに基づく大臣認定書:指定業種の場合)、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証)の写しを添付すること。
また、「施工体制評価型(解体工事)」で「解体工事施工技士」の資格を有する者を配置する場合は、その登録書または資格者証の写しを、「施工体制評価型(アスファルト舗装工事)」で「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者を配置する場合は、その資格者証の写しを添付すること。
- 技術士については、一級土木施工管理技士等と同格扱いとするので、当該工事(業種)の監理技術者となることのできる部門の技術士登録証(写)及び監理技術者資格者証の写しを添付すること。
- 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の写し、監理技術者資格者証(表面及び裏面)の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しなど)を添付すること。
- 配置予定技術者の同種工事への施工従事実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事実績を証明する図書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。

(3) 配置予定技術者のヒアリング

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-3-1 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4										
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	0										
1-3-2 当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4										
	当該工事について適切に理解している	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	0										
1-3-3 技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	0										

- * ヒアリングは、実績として挙げた工事や施工計画の提案内容等について30分程度実施する。
 - * 入札参加者の都合によりヒアリングが実施できない場合、またはヒアリングを辞退した場合は欠格とし入札は無効とする。
 - * 入札を行った者が1者であった場合は、ヒアリングは実施しない。
- この場合、配置予定技術者のヒアリングの各評価項目の評価点はその他(0点)として扱うものとする。

(4) 企業の施工実績

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-4-1(1) 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) <注1> 「舗装工事」以外の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2										
	市町村・公営企業等などの同種工事の施工実績あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎
	その他	0										
1-4-1(2) 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) <注1> 「舗装工事」の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2										
	市町村の同種工事の施工実績あり	1							◎	◎	◎	
	その他	0										
1-4-2 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (資料提出不要) <注1>	82点以上	4										
	80点以上82点未満	3										
	78点以上80点未満	2										
	72点以上78点未満	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	72点未満又は成績実績なし	0										
	過去2ヶ年度のそれぞれの平均点が60点未満、または前年度以降において55点未満の工事成績のあるもの	-2										
1-4-3 優良工事表彰等 (資料提出不要) <注1>	特別表彰あり	3										
	表彰あり(特別表彰との重複はしない)	2										
	表彰はされなかったが、評価要件を満たす工事の実績あり(表彰との重複はしない) ※<注1>個別事項1	1	◎	◎	◎	-	-	-	◎	◎	◎	◎
	上記以外	0										
1-4-4 事故及び不誠実な行為 (資料提出不要) <注1>	指名停止(3ヶ月以上)	-4										
	指名停止(1ヶ月以上3ヶ月未満)	-2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	指名停止(1ヶ月未満)	-1										
	なし	0										
1-4-5 ISO認証取得状況 (技術評価様式9)<注1>	公告日時点においてISO9001又は14001の認証を取得済み	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	認証を未取得	0										

* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式2] ※「山梨県公共事業ポータルサイト>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 企業の施工実績は、<注1>に記載する同種工事の施工実績(企業)及び近隣地域での施工実績(企業)がある場合は各々について記載すること。
- 2) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。「その他」の発注機関とは、別紙「発注機関一覧表」に掲げられていないものをいう。
- 3) 条件に該当する施工実績が複数ある場合は、山梨県、国機関の順に実績を記載すること。
- 4) 施工実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事経験を証明する図書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
- 5) 施工実績において、法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。

(5) 企業の施工技術

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-5-1 ICT施工技術の活用 (技術評価様式27)〈注1〉	活用 あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	活用 なし	0										
1-5-2 登録基幹技能者の配置 (技術評価様式30)〈注1〉	配置 あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	配置 なし	0										

*各評価項目の評価方法等については注1を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式27] ※「山梨県公共事業ポータルサイト」>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 本様式により申請のない場合は、評価しない。
- 2) ICT施工技術の活用(宣誓事項)の履行が確認できない場合は、工事成績評定で3点減する。
- 3) 共同企業体の場合は、代表構成員が申請するものとし、本様式による宣誓事項を企業体として履行するものとする。

[技術評価様式30] ※「山梨県公共事業ポータルサイト」>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 元請又は下請企業の技能者(元請の主任(監理)技術者を除く)として、当該工事に関連するいずれかの種類の登録基幹技能者を1人以上現場に配置すること。

- 2) 登録基幹技能者の種類は次の「登録基幹技能者種類一覧表(参考)」を参照すること。(令和8年3月現在)
最新情報は一般財団法人建設業振興基金のHPをご確認ください。
URL: <https://kikan.kensetsu-kikin.or.jp/technician/status.php>

登録基幹技能者の種類	対応工種(一例)	登録基幹技能者の種類	対応工種(一例)
1 登録電気工事基幹技能者	電気、電気通信	26 登録冷凍空調基幹技能者	管
2 登録機梁基幹技能者	橋樑造作、とび・土工	27 登録運動施設基幹技能者	土木、とび・土工、仮装、造園
3 登録造園基幹技能者	造園	28 登録基礎土工基幹技能者	とび・土工
4 登録コンクリート圧送基幹技能者	とび・土工	29 登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
5 登録防水基幹技能者	防水	30 登録標識・路面標示基幹技能者	とび・土工、塗装
6 登録トンネル基幹技能者	土木、とび・土工	31 登録消火設備基幹技能者	消防施設
7 登録建築塗装基幹技能者	塗装	32 登録建築大工基幹技能者	大工
8 登録左官基幹技能者	左官	33 登録硝子工事基幹技能者	ガラス
9 登録機械土工基幹技能者	土木、とび・土工	34 登録ALC基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
10 登録海上起重基幹技能者	土木、しんせつ	35 登録土工基幹技能者	土工、とび・土工
11 登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	土木、とび・土工、鉄筋	36 登録ウレタン断熱基幹技能者	断熱録
12 登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	37 登録飛線・破砕基幹技能者	とび・土工
13 登録圧接基幹技能者	鉄筋	38 登録建築測量基幹技能者	大工
14 登録型枠基幹技能者	大工	39 登録解体基幹技能者	解体
15 登録配管基幹技能者	管	40 登録仕入基幹技能者	とび・土工
16 登録電工基幹技能者	とび・土工	41 登録送電線工事基幹技能者	とび・土工、電気
17 登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	42 登録さく井基幹技能者	さく井
18 登録内装仕上基幹技能者	内装仕上	43 登録あと施工アンカー基幹技能者	とび・土工
19 登録ラッチ・カーテンウォール基幹技能者	建具	44 登録計装基幹技能者	電気、管、電気通信
20 登録エクステリア基幹技能者	タイル・れんが・ブロック、とび・土工、仮装	45 登録工費改良基幹技能者	土木、とび・土工
21 登録建築取金基幹技能者	取金、覆保	46 登録都市トンネル基幹技能者	土木、とび・土工
22 登録外装仕上基幹技能者	塗装、左官、防水	47 登録漏洩基幹技能者	とび・土工
23 登録ダクト基幹技能者	管	48 登録道路等法面保護基幹技能者	とび・土工
24 登録保温保冷基幹技能者	断熱録	49 登録斜面防災基幹技能者	土木、とび・土工
25 登録グラウト基幹技能者	とび・土工	50 登録石材施工基幹技能者	石工事業

- 3) 登録基幹技能者を配置する工種は、当該工事設計書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種とすること。
- 4) 契約後、施工計画書において工種、登録基幹技能者の種類、従事者の会社名(○次下請)、氏名、従事期間を「技術評価様式30【確認表】」により明示するとともに、登録基幹技能者の資格を有することを証する書面(登録基幹技能者講習修了証等)の写しを提出すること。
- 5) 入札時の申請に反して、受注者の責により施工時に登録基幹技能者の配置(履行確認)が出来なかった場合は、工事成績評定で3点減する。

(6)-1 企業の施工体制の評価（解体工事(施工体制評価型)）

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-6-1-1 自社雇用の技能者配置状況	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	-	-	-	◎	◎	◎	-	-	-	-
	その他	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-6-1-2 自社保有機械の配置状況	自社保有の解体用重機で施工	1	-	-	-	◎	◎	◎	-	-	-	-
	その他	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

評価基準について

「山梨県解体工事(施工体制評価型)総合評価試行要領」に基づき、以下の解体工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

① 技能者が従事する場合

- 労働安全衛生法による車両系建設機械(解体用)運転技能講習(平成25年7月1日以後に開始された講習に限る。)を修了した者で3ヶ月以上の雇用関係のある当該技能者を現場に配置し、解体用重機運転作業に従事が可能であること。
- なお、車両系建設機械(解体用)運転技能講習は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)を含む。
- また、解体用重機とは、労働安全衛生法施行令第7第6号1及び2に掲げる建設機械で次のものをいう。
ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

② 自社保有の解体用重機で施工が可能な場合

- バックホウ2台以上及び解体用重機に取付ける解体用アタッチメントの圧砕機または切断機1台以上を保有し(長期リースを含む)、当該解体用重機を現場に配置して解体工の工程で使用が可能であること。
- ただし、バックホウについては、新JIS規格バケット容量0.28m3以上(旧JIS規格0.25m3以上)の解体用アタッチメント取付可能機種であること。

[技術評価様式21]の添付書類

項目①が「有」の場合

- 配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の写し、監理技術者資格者証(表面及び裏面)の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しなど)を添付すること。

- 労働安全衛生法による技能講習修了証(※1)[車両系建設機械:解体用(※2)]の写し(裏・表)を添付すること。
ただし、当該修了証は平成25年7月1日以後に開始された講習を受講したものに限る。

※1 技能講習修了証は平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)修了証を含む。

※2 車両系建設機械:解体用とは、解体用重機(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)をいう。

項目②が「可」の場合

バックホウについて

- 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタビラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種(クローラ式・カタビラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。

解体用アタッチメントについて

- 自社保有の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
 - リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- ※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

(6)-2 企業の施工体制の評価（アスファルト舗装工事(施工体制評価型)）

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-6-2-1 自社雇用の技能者配置状況(技術評価様式18)	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-
	その他	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-6-2-2 自社保有機械の配置状況(技術評価様式18)	自社保有のアスファルトフィニッシャーで施工	1	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-
	その他	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

評価基準について

「山梨県アスファルト舗装工事(施工体制評価型)総合評価実施要領」に基づき、以下の舗装工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

- 自社雇用の技能者を当該工事現場に配置し、路盤工(敷均し、転圧)、またはアスファルト舗設工(敷均し、転圧)のいずれかの重機運転作業に従事が可能である。
- 自社保有のアスファルトフィニッシャーを当該工事現場に配置して施工が可能である。

[技術評価様式18]の添付書類

項目①が「有」の場合

- 配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の写し、監理技術者資格者証(表面及び裏面)の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しなど)を添付すること。

- 労働安全衛生法第61条による技能講習修了証[車両系建設機械:整地・運搬・掘削]の写し(裏・表)。
または、労働安全衛生法第59条による特別教育修了証[締固めローラー運転業務]の写し(裏・表)を添付すること。
- 運転免許証(大型特殊免許)の写し(ただし、入札参加資格申請締切日時点で有効なものに限る。)を添付すること。

項目②が「可」の場合

- 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタビラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
 - リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種(クローラ式・カタビラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- ※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

「2」企業の信頼性、社会性

(1) 地域精通度

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
2-1-1 近隣地域での施工実績 (企業) (技術評価様式4) <注1>	実績あり	3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	実績なし	0										
2-1-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者) (技術評価様式4) <注1>	実績あり	1	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	◎
	実績なし	0										
2-1-3(1) 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が 「土木一式工事」以外の場合 <注1>	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2										
	工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	1				◎	◎	◎	◎	◎	◎	—
	その他	0	◎	◎	◎							
2-1-3(2) 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が 「土木一式工事」の場合 <注1>	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内 かつ同一の市町村内に本店を有する	2										
	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内 に本店を有する	1				—	—	—	—	—	—	—
	その他	0										

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

- [技術評価様式4] ※「山梨県公共事業ポータルサイト>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。
・技術評価様式2、技術評価様式3の資料作成に係る留意事項を参照のこと。

(2) 地域貢献度

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
2-2-1(1) 災害協定等の締結 (技術評価様式11) <注1> ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 以外の場合	協定の締結あり	2				◎	◎	◎	—	—	—	—
	協定の締結なし	0										
2-2-1(2) 災害協定等の締結 (技術評価様式11) <注1> ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 の場合	①「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 (一社)山梨県建設業協会の締結あり	2	◎	◎	◎							
	②上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定の 締結あり	1				—	—	—	◎	◎	◎	—
	③対象協定の締結なし(上記①、②以外)	0										
2-2-2 災害協定の締結(広域応援) (技術評価様式11) <注1>	協定の締結あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	協定の締結なし	0										
2-2-3 防疫対策協定の締結 (技術評価様式11-1) <注1>	協定の締結あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	協定の締結なし	0										
2-2-4 土木施設等緊急維持修繕業 務委託の実績 (技術評価様式11) <注1>	受託実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	受託実績なし	0										
2-2-5 道路除雪業務委託の実績 (技術評価様式11) <注1>	受託実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	受託実績なし	0										
2-2-6 耕作放棄地等の解消 (技術評価様式12) <注1>	実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	実績なし	0										
2-2-7 その他の地域貢献<注1> ・地域農業参入実績 (技術評価様式17) ・Co2吸収認証制度実績 (技術評価様式20)	提案あり または 実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	提案なし または 実績なし	0										

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

各技術評価様式の注)を参照のこと。

(3) 企業の取り組み

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
2-3-1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) <注1> 1)~11)	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当 技術者として配置	2										
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	上記以外	0										
2-3-2 新規雇用の実績 (技術評価様式28) <注1> 12)	学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用 実績 あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—
	実績 なし	0										
2-3-3 ワークライフバランスの推進 (技術評価様式29) <注1> 13)	ワークライフバランス関連認定 あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	認定 なし	0										

- 1) 国家資格とは、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格をいう。
国家資格を有しない若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)以外の者とし、配置予定技術者の業務を補佐する技術者とす
る。
国家資格を有する若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)とすることができる。
- 2) 若手(担当)技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とする。
また、国家資格を有する若手(担当)技術者は、国家資格(監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格)が確認できる資料の写しを添付する
こと。
- 3) 若手(担当)技術者の企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係が
あること。)を証明するもの(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収
義務者用)の写し、監理技術者資格者証(表面及び裏面)の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しなど)を添付すること。
- 4) 若手(担当)技術者は、現場代理人との兼務を認める。若手(担当)技術者を複数人専任配置した場合には最も低い評価を受けた者をもって評
価点とする。
- 5) 若手(担当)技術者は原則、工事着手時から完成引き渡しの間、専任とする。なお、申請時において他工事に従事している場合は、対象工事の
主要工程開始までの準備工、仮設工の期間は、専任を要しないものとする。ただし、現場代理人と兼務する場合は、工事着手時から専任とす
る。

- 6) 若手(担当)技術者は、複数の技術者を申請することができるが、申請後の変更はできない。なお、専任する者を契約時に発注者に届けるものとするが、申請時に他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種の施工開始までに届けるものとする。
- 7) 専任された若手(担当)技術者の交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない理由を除き、認めない。また、当該理由を除き、工事の途中において専任配置が履行できなくなった場合は、工事成績評定を3点減ずる。(なお、複数人専任配置した場合にそのうち1名でも専任配置できれば工事成績評定の減点の対象としない。)
- 8) 若手(担当)技術者は、段階確認及び完成検査時に原則立ち会ふものとし、発注者の配置状況の履行確認を受けるものとする。
- 9) 他工事の従事状況等は、従事している工事について対象工事を落札した場合の配置予定等を記入すること。従事している他工事の工期延期等により、対象工事に専任配置ができなくなる恐れがある場合は、他工事との重複申請は行わないこと。
- 10) 本申請において虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 11) 建設業許可番号は、大臣知事コード(2桁)+許可番号(6桁)で、CORINS登録番号は、「登録内容確認書」に記載された登録番号を記入すること。
- 12) 「新規雇用の実績」として評価する雇用は、次の①から③まで定める要件の全てを満たすものとする。
- ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校若しくは第124条に規定する専修学校を卒業した者又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校、同項第2号に規定する職業能力短期大学校若しくは同項第3号に規定する職業能力開発大学校の訓練課程を修了した者(職業能力開発校及び職業能力短期大学校にあっては、短期間の訓練課程を修了した者を除く。)を3年(卒業月または修了月の翌月から3年)以内に採用していること。
 - ② ①で採用した対象者を入札参加締切日の時点で継続して雇用していること。
 - ③ 当該対象者に係る採用日から入札参加締切日までの期間が、2年以上5年未満であること。
- ※ 当該対象者は、新卒者だけでなく、転職者も含む。また、職種は技術職だけでなく、事務職も含む。
- 13) 下記のワークライフバランス関連認定企業を評価するものとする。
- 【厚生労働省の認定】
「プラチナえるぼし認定・えるぼし認定」、「プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定」、「ユースエール認定」
- 【山梨県の認定】
「山梨えるみん認定・山梨クリスタルえるみん認定」

「3」 県内下請の活用

評価項目	評価基準	加算点(b)※1	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内下請活用審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
3 県内下請企業の活用 (技術評価様式15) <注1>	評価基準については、「公告個別事項」に示す 下請活用対象工種については、「技術評価様式15」に示す	0 ~ 6 (0 ~ 5)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎

※1 加算点(b)は、下記により設定する

- (1) 加算点(a)の満点が30点の場合、0~6点
- (2) 加算点(a)の満点が25点の場合、0~5点

資料作成に係る留意事項及び添付書類

【技術評価様式15】

※公告に添付された様式を使用すること。

- ・当該工事における「技術評価様式15」に示す各工種について、山梨県内に本店のある企業の下請活用計画に関する具体的内容を記載すること。ただし、1次下請を評価対象とする。
- ・「技術評価様式15」により申請のあった下請活用計画が、落札者の責により履行がなされていないと判断された場合は、工事成績評定を下請活用計画の工種毎に3点減ずる。

「4」 その他

ア 各様式に示された注意事項を遵守のうえ、必要事項をそれぞれ記載すること。

イ JVの場合で、各構成員を評価する項目の技術評価様式は、構成員毎に作成すること。

ウ 技術評価資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を十分に確認してから提出すること。

エ 技術評価資料(「総合評価落札方式 公告個別事項」適用に○が付くもの)については、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。(ファイル名は、公告文に記載された工事名を用い「○○工事技術評価資料(会社名)」とする)

その際、添付漏れがないよう注意すること。添付漏れの書類についても、提出期限以降の追加提出は認めない。

オ 入札時の提出書類(「公告文」>公告個別事項>提出書類>1 参加申請時>入札参加様式)に示すものについても、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。

<注1> 各評価項目の具体的な内容

評価項目	評価内容	評価対象期間等
1-2-2 同種工事の施工実績 (配置予定技術者)	<p>【公告個別事項】に示す工事の施工実績</p> <p>但し、元請けとして請負い、平成23年4月1日以降に完成した工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの)・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事内容(構造・規模など)]については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。</p> <p>・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事金額]については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。</p>	<p>元請けとして請け負い、平成23年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。</p> <p>※個別事項2を参照</p>
1-2-3 優良工事技術者表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰の受賞の有無 ・工種は問わない 	<p>過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合)優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照</p>
1-2-4 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (配置予定技術者)	<p>山梨県発注工事で主任技術者、監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。</p> <p>なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。</p> <p>ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)</p>	<p>過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事</p> <p>※個別事項2を参照</p>
1-2-5 継続教育(CPD)の取組状況	<p>建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。</p>	<p>公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。※個別事項3を参照</p>
1-4-1 同種工事の施工実績 (企業)	<p>【公告個別事項】に示す工事の施工実績</p> <p>但し、元請けとして請負い、平成23年4月1日以降に完成した工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの)・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事内容(構造・規模など)]については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。</p> <p>・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事金額]については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。</p>	<p>元請けとして請け負い、平成23年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。</p> <p>※個別事項2を参照</p>

1-4-2	工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したものと 及び当該年度においては当該 工事の公告日の前々月末ま でに完成している工事 ※個別事項2を参照
1-4-3	優良工事表彰等	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で 優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度 (当該年度は当該工事の入札 参加資格申請締切日以前に 受賞した場合) 優良工事の評価要件を満た す対象工事は、※個別事項1 を参照
1-4-4	事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停 止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象と する。	当該工事の公告日を含む過 去1年間の期間
1-5-1	ICT施工技術の活用	本工事において、山梨県各部署で別に定める「ICT活用工事試行要領」 等に基づき、下記(※個別事項4)に掲げる施工プロセスのうち②④⑤を 必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣誓した企業を評 価する。 ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公 告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)	[技術評価様式27]による申 請時点 ※個別事項4を参照
1-5-2	登録基幹技能者の配置	元請又は下請企業の技能者(元請の主任(監理)技術者を除く)として、 当該工事に関連するいずれかの種類の登録基幹技能者を1人以上配 置することを宣誓した企業を評価する。	[技術評価様式30]による申 請時点
2-1-1	近隣地域での施工実績 (企業)	「 <u>公告個別事項1</u> 」に示す工事の地域における施工実績	平成23年4月1日から当該工 事の入札参加資格申請締切 日まで完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の 場合は出資比率が20%以上 のものに限る。 ※個別事項2を参照
2-1-2	近隣地域での施工実績 (配置予定技術者)	「 <u>公告個別事項1</u> 」に示す工事の地域における施工実績	平成23年4月1日から当該工 事の入札参加資格申請締切 日まで完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の 場合は出資比率が20%以上 のものに限る。 ※個別事項2を参照
2-1-3(1)	本店所在地 ※入札参加資格業種が 「土木一式工事」以外の場合	「 <u>公告個別事項1</u> 」に示す評価基準	
2-1-3(2)	本店所在地 ※入札参加資格業種が 「土木一式工事」の場合	「 <u>公告個別事項1</u> 」に示す評価基準	
2-2-1	災害協定等の締結	山梨県地域防災計画に基づく各種協定の有無 ただし、「災害時の広域応援業務に関する協定」(広域応援)は除く	当該工事の入札参加申請締 切日が締結した協定の有効期 間中であるものを対象とする。
2-2-2	災害時の広域応援業務に関 する協定の締結 (広域応援)	災害時の広域応援業務に関しての協定締結の有無 (県土整備部・森林環境部)	当該工事の入札参加申請締 切日が締結した協定の有効期 間中であるものを対象とする。
2-2-3	家畜伝染病における防疫対策 業務に関する協定の締結 (防疫対策協定)	家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定締結の有無 (農政部のみ)	当該工事の入札参加申請締 切日が締結した協定の有効期 間中であるものを対象とする。
2-2-4	土木施設等緊急維持修繕業 務委託の実績	・山梨県が発注した土木施設等緊急維持修繕業務(発注者の指示に 基づいて緊急的な対応を行う業務)の受注実績の有無 ・対象施設: 県が管理する道路(国道、県道、林道)、河川・砂防施設、 公園施設、下水道施設等で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度 (当該年度については当該工 事の入札参加申請締切日以 前に契約済みの業務)
2-2-5	道路除雪業務委託の実績	・山梨県が発注した道路除雪(除雪、排雪または運搬)業務の受注実 績の有無 ・対象施設: 県が管理する道路(国道、県道、林道)で一般の利用に供 している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度 (当該年度については当該工 事の入札参加申請締切日以 前に契約済みの業務)
2-2-6 2-2-7	耕作放棄地等の解消 その他の地域貢献	各技術評価様式の記載内容による(森林環境部、農政部)	
2-3-1	若手技術者の育成	・若手技術者は公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国 家資格を有する者「2点」、有しない者「1点」とする。	当該工事の公告日が属する 年度の4月1日以降に36歳と なる者は対象外
2-3-2	新規雇用の実績	・学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇 用実績を評価する。	当該工事の入札参加申請締 切日時時点で評価
2-3-3	ワークライフバランスの推進	・「フラチナえるぼし認定・えるぼし認定」、「フラチナくるみん認定・くる みん認定・トライくるみん認定」、「ユースエール認定」、「山梨えるみん 認定・山梨クリスタルえるみん認定」のいずれかの認定企業を評価す る。	当該工事の入札参加申請締 切日時時点で評価
3	県内下請企業の活用	「 <u>公告個別事項1</u> 」に示す評価基準	

※個別事項1

- ・優良工事の評価要件を満たす対象工事
 <注1>の規定にかかわらず次のとおりとする。
 【1点加点対象】
 下記の【評価要件】を満たす工事実績があった場合には、評価点1点を与えるものとする。なお、工種は問わないものとする。

【評価要件】

次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める条件に全て該当すること。

1) 入札参加締め切り日が当該年度の4月1日から当該年度の優良工事表彰の日の前日までの間の場合

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度の前年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の前年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の当該年度の3カ年前の年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前々年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

2) 入札参加締め切り日が当該年度の優良工事表彰の日から3月31日までの間の場合
 (下記のいずれかの場合の条件に全て該当すること。)

[当該年度の前年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合(CASE1)]

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
 かつ、上記2)の②から⑤の全ての条件に該当すること。

[当該年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合(CASE2)]

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

※ 上記における「当該年度」とは、入札参加締め切り日がその日の属する年度をという。

※ 上記における「工事成績評定点が80点」とは、工事成績評定通知書別表1(※)端数処理前の評定点合計の数値の小数点以下を切り捨てた数値とする。
 また、「65点」、「70点」とは、工事成績評定通知書4成績評定①評定点の数値とする。

※個別事項2

- ・評価対象期間に法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。

※個別事項3

- ・継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。
- ・証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)

《CPD評価対象期間の事例》

推奨単位：50単位/年の場合

		過去1年間	公告日	評価単位	評価
ケース①	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	○	60単位/年	加点する
ケース②	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	○	60単位/年	加点する
ケース③	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	○	0単位/年	加点しない
ケース④	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日	○	0単位/年	加点しない
ケース⑤	証明期間：2年間 取得単位：120単位	証明書発行日	○	60単位/年	加点する
ケース⑥	証明期間：1年間3ヶ月 取得単位：80単位	証明書発行日	○	40単位/年	加点しない

ケース⑥の証明期間が1年間3ヶ月の証明書は、2年間の証明書として評価する。

・建設系CPDプログラム：構成団体のCPD制度概要

(五十音順) 令和8年3月現在

NO.	学協会名称	推奨獲得 CPD単位(/年)	CPD証明書		継続教育学習制度	HPアドレス
			有無	内容		
1	(公社) 空気調和・衛生工学会	50	有	単位数・時期	継続教育学習制度	http://www.ahsai.or.jp/
2	(一財) 建設業振興基金	12	有	単位数・時期・明細	建設施工管理CPD制度	http://www.ccs.or.jp/
3	(一社) 建設コンサルタント協会	50	有	単位数・時期	建設コンサルタント協会CPD制度	http://www.jcc.or.jp/
4	(一社) 交通工学研究会	50 (200/4年)	有	単位数・時期	TOP/TOE資格制度	http://www.tokai.or.jp/
5	(公社) 地盤工学会	50	有	単位数・時期	G-CPD制度	http://www.dkan.or.jp/
6	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20	有	単位数・時期・明細	JAFEE森林分野CPD制度	http://www.jafee.or.jp/
7	(公社) 全国上下水道コンサルタント協	50	有	単位数・時期	上下水道技術者CPD	http://www.usk.or.jp/
8	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20	有	単位数・時期	設計CPD	http://www.skd.or.jp/
9	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	有	単位数・時期・明細	継続学習制度(CPD5)	http://www.cpd.or.jp/
10	(一社) 全日本建設技術協会	25	有	単位数・時期・明細	全連CPD(継続教育)制度	http://www.jkcs.or.jp/
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	地質・土質関連CPD制度	http://www.gsch.or.jp/
12	(公社) 土木学会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	土木学会継続教育(CPD)制度	http://www.civil.or.jp/
13	(一社) 日本環境アセスメント協会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	JEAS-CPD制度	http://www.jeas.or.jp/
14	(公社) 日本技術士会	50 (150/3年)	有	単位数・時期	技術士CPD	http://www.ingen.or.jp/
15	(公社) 日本建築士会連合会	12	有	単位数・時期・明細	建築士会継続教育(CPD)制度	http://www.jkcs.or.jp/
16	(公社) 日本コンクリート工学会	推奨額なし	-	-	(登録を受け付けていない)	http://www.jkcs.or.jp/
17	(公社) 日本造園学会	50	有	単位数・時期	造園CPD(継続教育)	http://www.zo.or.jp/
18	(公社) 日本都市計画学会	50	有	単位数・時期	都市計画CPD	http://www.cds.or.jp/
19	(公社) 農業農村工学会	50	有	単位数・時期	農業土木技術者継続教育(CPD)	http://www.nkcs.or.jp/

・建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度

団体名	推奨時間数	継続教育学習制度	HPアドレス	
(公社) 日本建築士会連合会	12 認定時間/年	建築士会継続教育(CPD)制度	http://www.jkcs.or.jp/	
(一社) 日本建築士事務所協会連合会		(登録を受け付けていない)	http://www.jt.or.jp/	
(公社) 日本建築家協会		継続職能研修(CPD)制度	http://www.jba.or.jp/	
(一社) 日本建築業連合会		(登録を受け付けていない)	http://www.jcc.or.jp/	
(一社) 日本建築学会		日本建築学会「第2期継続教育」(AG-CPD)	http://www.ja.or.jp/	
建築設備士関係団体CPD協議会の参加団体				
(公社) 空気調和・衛生工学会、(一社) 建築設備技術者協会、			継続教育学習制度(CPD)	http://www.ahsai.or.jp/
(一社) 電気設備学会、(一社) 日本設備設計事務所協会、			建築設備士CPD(継続職能開発)	http://www.bds.or.jp/
(公財) 建築技術教育普及センター			建築士・建築設備士CPD(継続教育)制度	http://www.jte.or.jp/
(一社) 日本建築構造技術者協会				
(一財) 建設業振興基金			建設施工管理技士CPD制度	http://www.ccs.or.jp/
(公財) 建築技術教育普及センター			建築CPD情報提供制度	http://www.jkcs.or.jp/

※推奨獲得CPD単位・時間数については、最新の情報を確認すること。

(公社) 日本建築士会連合会から認定された講習会を受けることを認められた(一社) 山梨県管工事協会会員が(公社) 日本建築士会連合会の単位認定の講習を受講し12単位(1年間)を取得した場合、評価対象とする。

※個別事項4

山梨県各部署で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づく、施工プロセスは次のとおりとする。

1 施工プロセス

建設現場における生産性向上のため、下記に掲げる①から⑤の全ての施工プロセスでICT施工技術を活用することをICT活用工事(標準実施型)とし、②④⑤の施工プロセスを義務付けながら、①③の施工プロセスについて、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事をICT活用工事(簡易型)とする。ただし、国土交通省が定める「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」における最新の要領に施工プロセスの該当がない場合は、当該プロセスの実施は必要ないものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

参考<同種工事の範囲>

2013コリンズ工種、工法・型式一覧

1 道路工事	道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、コンクリート構造物工事、道路付属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事等
2 河川・砂防工事	築堤工事、護岸工事、根固・水制工事、床止工事(落差工、帯工)、堰(頭首工を含む)・水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、治山ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、畑地かんがい工事等

別紙

発注機関一覧表

機 関 等	内 訳
山梨県	(企業局を含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
市町村	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)
事業団	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

抽 出 事 案 説 明 書

部局名 県土整備部

担当課（事務所）名 営繕課

入札方式	一般競争入札（総合評価落札方式）（事前審査）
工事名	旧工業技術センター解体工事（明許）
契約番号	営繕課-25-0257
工事概要	<p>次の建築物の解体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元機械金属試験棟 鉄筋コンクリート造 2 階建て延べ面積934.6㎡ 他20棟 撤去総面積5,256.6㎡ ・ 木工指導所（試験棟）の天井吹付材除去 ・ 付属する工作物、電気・機械設備 ・ 敷地内の土壌汚染対策 他 <p>予定価格 431,090,000円（消費税含む）</p>
入札参加資格	<p>○本店所在地</p> <p style="padding-left: 20px;">（代表構成員） 県内</p> <p style="padding-left: 20px;">（構成員） 県内</p> <p>○競争入札参加資格</p> <p style="padding-left: 20px;">（代表構成員） 解体工事業</p> <p style="padding-left: 20px;">（構成員） 解体工事業</p> <p>○企業の施工実績</p> <p style="padding-left: 20px;">（代表構成員） 主要構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、撤去総面積が2,000㎡以上の建築物の解体工事ただし、元請として請負い平成22年4月1日以降から入札参加締切日までに完成している工事（平成28年6月1日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいた者が解体工事業の許可を取得する前に施工した解体工事を含む。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。</p> <p>○配置予定技術者の施工実績</p> <p style="padding-left: 20px;">5億円未満のため求めている。</p>

<p>入札参加資格設定の経緯及び理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格が1千万円以上5億円未満であることから、予定価格と工事難易度より、「総合評価落札方式特別簡易型Ⅱ（施工体制評価型）（事前審査）」での一般競争入札とした。 ・ 本店所在地は、予定価格が1千万円以上であることから県内全域とし、参加資格は代表構成員及び構成員について解体工事業とした。 ・ 企業の施工実績は、代表構成員について同種構造で撤去総面積の5割程度である主要構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、撤去総面積が2,000㎡以上の建築物の解体工事とした。 ・ 配置予定技術者の施工実績は、予定価格が5億未満であることから不要とした。
<p>入札参加業者数</p>	<p>応札可能業者 28JV 参加業者 1JV、応札業者 1JV</p>
<p>参加資格によって無資格とされた業者がいた場合の無資格理由の説明</p>	<p>無資格者：なし</p>
<p>入札の経緯及び結果の説明 (入札経過(結果)の添付)</p>	<p>応札者は1JVであり、当該応札業者は入札参加資格の要件を満たしているため、落札者とした。</p> <p>落札率 87.40%</p>

一般競争入札参加業者「審査整理表」

No. 1

工事場所 山梨県甲府市里吉3丁目9-1

(標準タイプ)

工事名 旧工業技術センター解体工事(明許)


予定価格:431,090,000円

資格有り・資格無し の別	業者名	所在地	総合評定値 又は 総合数値	同種工事の施工実績	配置予定 技術者の資格・経験	左記以外の入札公告で 示した規定に対する判定
有	1 鈴健興業・エコワークスJV 鈴健興業(株)	笛吹市	1,022	A		A
有	// エコワークス(株)	甲府市	904			A

- » コンテンツ
- ↳ [情報公開TOP](#)
- [様式配布・公告](#)
- ↳ [様式配布](#)
- ↳ [資格審査の公示](#)
- ↳ [公共事業関連の情報](#)
- ↳ [各種情報公開](#)
- ↳ [指名停止公表](#)
- [業者関連情報](#)
- ↳ [建設業許可業者名簿](#)
- ↳ [有資格者名簿](#)
- ↳ [経営事項審査結果一覧](#)
- ↳ [成績評定](#)
- [入札関連情報](#)
- ↳ [年間発注見通し](#)
- ↳ [入札公告](#)
- ↳ [入札経過・結果](#)
- [質疑関連情報](#)
- ↳ [質疑応答](#)
- ↳ [回答検索](#)
- [よくある質問](#)
- ↳ [FAQ](#)
- » リンク
- ↳ [山梨県公共事業ポータルサイト](#)
- ↳ [電子入札](#)
- ↳ [入札参加資格申請](#)
- ↳ [山梨県庁のページ](#)
- ↳ [入札監視委員会](#)

ヒント

契約番号(工事番号)	営繕課-25-0257
入札結果決定日時	令和 8年 2月 9日 16時13分
工事名称	旧工業技術センター解体工事(明許)
履行場所	甲府市 里吉 3丁目9-1
履行期間	令和 8年 2月17日-令和 9年 3月12日
予定価格(税込み)	431,090,000 円
入札書比較価格(税抜き)	391,900,000 円
低入札調査基準価格(税抜き)	360,548,000 円
入札方式	総合評価一般競争入札
入札結果	落札決定
落札業者名	鈴健興業・エコワークスJ V
決定額(税込み)	落札された入札価格+消費税(契約後に契約内容で公表)
選定理由等	予定価格積算内訳(公表用設計書)(2025003123120257file101.zip) 審査整理表「一般競争入札参加業者」(shinsa-25-0257teinyu-25-0257.pdf) 評価調書(hyuka-25-0257.pdf)

No.	入札業者名	第 1 回入札	
1	鈴健興業・エコワークスJ V	342,520,600 円	

備考

<注意事項>

- ・各業者の入札価格は、税抜きの価格です。
- ・入札価格が空欄の業者は入札に参加しなかった業者です。
- ・総合評価方式以外の入札において、落札金額より低い価格の入札は最低制限価格未満であり、落札者としていません。
- ・履行期間については予定期間であり、入開札の状況により変更になる場合があります。
- ・一般競争入札で参加資格を開札後に確認する事後審査型については、落札候補者のみ参加資格を確認しております。詳しくは、選定理由等に添付されている「審査整理表」をご確認ください。
- ・随意契約の場合は、契約の相手方の情報のみを公表します。

[契約内容へ](#)
[質問一覧へ](#)

別紙 総合評価落札方式 公告個別事項

工 事 名		旧工業技術センター解体工事（明許）					
工 事 番 号		営繕課-25-0257					
案 件 の 種 別		施工体制評価型（解体）	総合評価の種類		特別簡易型Ⅱ		
評 価	評 価 項 目	技術評価様式	適用	点数	評価内容（個別事項）		
		技術者の資格	様式3	○		4	
価	配置予定技術者	技術者の同種工事の施工実績	様式3	○	4	1級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ解体工事施工技士「2点」 1級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者「1点」 上記以外の工事施工等に係わる資格「0点」	
		技術者の工事成績	不要	○	8		
		継続教育(CPD)	様式13	○	2		
		技術者の専門技術力	不要	-	-		
	技術者のヒアリング	当該工事の理解度・取り組み姿勢	不要	-	-		
		技術者のコミュニケーション能力	不要	-	-		
		企業の同種工事の施工実績	様式2	○	4	(代表構成員) 主要構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、撤去総面積が5,000m ² 以上の建築物の解体工事の施工実績 (構成員) 主要構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、撤去総面積が5,000m ² 以上の建築物の解体工事の施工実績	
	企業の施工実績	企業の工事成績	不要	○	8		
		事故及び不誠実な行為	不要	(減点)			
		ISO認証取得状況	様式9	○	2		
		ICT施工技術の活用	様式27	-	-		
	企業の施工技術	登録基幹技能者の配置	様式30	○	2		
		施工体制	技能者の配置状況	様式21	○	2	
	機械の配置状況		様式21	○	2		
	基	地域精通度	近隣工事会社実績	様式4	○	6	中北建設事務所管内（峡北支所を含む）における建築物の解体工事の施工実績
			近隣工事技術者実績	様式4	○	2	中北建設事務所管内（峡北支所を含む）における建築物の解体工事の施工実績
本店所在地			不要	○	4	甲府市内2点、 中北建設事務所管内（峡北支所を含む）の他の市町村1点	
企業の信頼性・社会性		災害協定	様式11	○	4		
		防疫対策協定	様式11	-	-		
		維持管理業務委託	様式11	-	-		
		除雪業務委託	様式11	-	-		
		耕作放棄地等解消	様式12	-	-		
		その他の地域貢献	様式17 様式20	-	-		
準		企業の取組	若手技術者の育成	様式22	○	4	
	新規雇用の実績		様式28	○	2		
	WLBの推進		様式29	○	2		
評価点数合計					62		
加算点					20		

技術評価資料作成要領（標準型・JV）

総合評価落札方式により実施する工事は、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので、内容を確認の上、間違えないように作成すること。

◎：必須 ○：選択 ー：対象外

「1」企業の技術力について

（1）技術提案

※JVの場合は、技術評価様式5-1又は5-2の申請をもって企業体の評価とする。

評価項目(提出様式)	評価基準	JV評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内下請活用審査	
			特I	特II	簡易	標準	特I	特II	簡易	特I	特II		簡易
1-1-1 技術提案1項目※ 「 <u>公告個別事項</u> 」に示す技術提案 (技術評価様式5-1)	各提案に対し0～10点の範囲で評価する。 未記入または不適切である場合は欠格とする。	50	ー	ー	ー	◎	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
1-1-2 技術提案2項目※ 「 <u>公告個別事項</u> 」に示す技術提案 (技術評価様式5-2)	各提案に対し0～10点の範囲で評価する。 未記入または不適切である場合は欠格とする。	50	ー	ー	ー	◎	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー

※「公告個別事項」に示す評価項目に関する技術提案について、該当する技術評価様式に入力し、提出すること。

※ 評価項目は、下記対象項目の中から1項目または2項目選択し、「公告個別事項」に示す。

- ① 総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ② 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ③ 社会的要請への対応に関する技術提案

資料作成に係る留意事項

[技術評価様式5-1、5-2] ※公告に添付された様式を使用すること。

- 1) 「公告個別事項」に示す評価項目に関する技術的所見を記載すること。
- 2) 未提出、未記入又は記載内容が指定した評価項目と無関係であると認められる場合や記載内容が法令に違反するなど不適切な場合は欠格とし、入札を無効とするので注意すること。

（2）配置予定技術者の能力

※JVの場合は、代表構成員の配置予定技術者のみ評価する。

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点(代表構成員のみ)	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内下請活用審査	
			特I	特II	簡易	標準	特I	特II	簡易	特I	特II		簡易
1-2-1(1) 資格 (技術評価様式3) ※解体工事、舗装工事以外の工事	1級土木施工管理技士等(※1)又は同等以上の資格(※2)を有する者	1×構成員数	ー	◎	◎	◎	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0	ー	◎	◎	◎	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○
1-2-2 同種工事の施工実績 (技術評価様式3) <注1>	主任(監理)技術者として同種工事の実績あり	2×構成員数	ー	◎	◎	◎	ー	◎	◎	ー	◎	◎	◎
	監理技術者補佐又は担当技術者として同種工事の実績あり	1×構成員数	ー	◎	◎	◎	ー	◎	◎	ー	◎	◎	◎
	その他	0	ー	◎	◎	◎	ー	◎	◎	ー	◎	◎	◎
1-2-3 優良工事技術者表彰 (資料提出不要) <注1>	表彰の実績 あり	1×構成員数	ー	◎	◎	◎	ー	ー	ー	ー	◎	◎	◎
	表彰の実績 なし	0	ー	◎	◎	◎	ー	ー	ー	ー	◎	◎	◎
1-2-4 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (資料提出不要) <注1>	82点以上	4×構成員数	ー	◎	◎	◎	ー	◎	◎	ー	◎	◎	◎
	80点以上82点未満	3×構成員数	ー	◎	◎	◎	ー	◎	◎	ー	◎	◎	◎
	78点以上80点未満	2×構成員数	ー	◎	◎	◎	ー	◎	◎	ー	◎	◎	◎
	72点以上78点未満	1×構成員数	ー	◎	◎	◎	ー	◎	◎	ー	◎	◎	◎
1-2-5 継続教育(CPD)の取組状況 (技術評価様式13)<注1>	取組状況が優良	1×構成員数	ー	◎	◎	◎	ー	◎	◎	ー	◎	◎	◎
	取組なし又は取組状況が上記未満	0	ー	◎	◎	◎	ー	◎	◎	ー	◎	◎	◎

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

※1「1級土木施工管理技士等」とは、当該工事(業種)の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※2「同等以上の資格」とは、当該工事(業種)の監理技術者となり得る国家資格のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式3] ※「山梨県公共事業ポータルサイト>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 配置予定技術者は、建設業法に基づき適正な資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。
また、「施工体制評価型(解体工事)」の場合では「解体工事施工技士」、「施工体制評価型(アスファルト舗装工事)」の場合では「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。
- 2) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として記載することができる。この場合、技術評価様式3は全ての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者ごとに「配置予定技術者の能力」及び「地域精通度(近隣地域での施工実績)」についての評定点を合計し、最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、ヒアリング結果を加える。
- 3) 配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者(担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。)として施工従事したものを対象とする。
また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績としても認める。
- 4) <注1>に記載する同種工事の施工実績(配置予定技術者)、近隣地域での施工実績(配置予定技術者)がある場合は各々について記載すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、同種工事がない場合でも主な工事の施工実績(ヒアリング時の資料とする。)を記載すること。
- 5) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。
- 6) 配置予定技術者の資格が確認できる資料(一級土木技術検定合格証明書等の建設業法第15条第2号イに基づく証明書(又は建設業法第15条第2号ハに基づく大臣認定書・指定業種の場合)、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証)の写しを添付すること。
- 7) 技術士については、一級土木施工管理技士等と同等扱いとするので、当該工事(業種)の監理技術者となることのできる部門の技術士登録証(写)及び監理技術者資格者証の写しを添付すること。
- 8) 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 9) 配置予定技術者の同種工事への施工従事実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事実績を証明する図書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
- 10) 上記1)～6)のいずれか一つでも確認できない場合は、配置予定技術者の評価が不可能となることから入札参加資格も併せ、欠格とするので注意すること。(入札参加資格確認資料に添付している場合は除く。)

(3) 配置予定技術者のヒアリング

※JVの場合は、代表構成員の配置予定技術者のみ評価する。

評価項目	評価基準	評価点(代表構成員のみ)	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	標準	特I	特II	簡易	特I	特II	
1-3-1 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4×構成員数										
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2×構成員数	○	○	○							
	その他	0										
1-3-2 当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4×構成員数										
	当該工種について適切に理解している	2×構成員数	○	○	○							
	その他	0										
1-3-3 技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2×構成員数	○	○	○							
	その他	0										

- *ヒアリングは、実績として挙げた工事や施工計画の提案内容等について30分程度実施する。
- *入札参加者の都合によりヒアリングが実施できない場合、またはヒアリングを辞退した場合は欠格とし入札は無効とする。
- *入札を行った者が1者であった場合は、ヒアリングは実施しない。
- この場合、配置予定技術者のヒアリングの各評価項目の評価点はその他(0点)として扱うものとする。

(4) 企業の施工実績

※JVの場合は、各構成員について評価し、評価点を合計する。

評価項目	評価基準	評価点(各構成員)	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	標準	特I	特II	簡易	特I	特II	
1-4-1(1) 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) <注1> 「舗装工事」以外の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2										
	市町村・公営企業等などの同種工事の施工実績あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎
	その他	0										
1-4-1(2) 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) <注1> 「舗装工事」の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2										
	市町村の同種工事の施工実績あり	1							◎	◎	◎	
	その他	0										
1-4-2 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (資料提出不要) <注1>	82点以上	4										
	80点以上82点未満	3										
	78点以上80点未満	2										
	72点以上78点未満	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	72点未満又は成績実績なし	0										
1-4-3 優良工事表彰等 (資料提出不要) <注1>	過去2ヶ年度のそれぞれの平均点が60点未満、または前年度以降において55点未満の工事成績のあるもの	-2										
	特別表彰あり	3										
	表彰あり(特別表彰との重複はしない)	2										
	表彰はされなかったが、評価要件を満たす工事の実績あり(表彰との重複はしない) ※<注1> 個別事項1	1	◎	◎	◎	◎	-	-	-	◎	◎	◎
1-4-4 事故及び不誠実な行為 (資料提出不要) <注1>	上記以外	0										
	指名停止(3ヶ月以上)	-4										
	指名停止(1ヶ月以上3ヶ月未満)	-2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	指名停止(1ヶ月未満)	-1										
1-4-5 ISO認証取得状況 (技術評価様式9)<注1>	なし	0										
	公告日時点においてISO9001又は14001の認証を取得済み	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	認証を未取得	0										

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式2] ※「山梨県公共事業ポータルサイト」情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 企業の施工実績は、<注1>に記載する同種工事の施工実績(企業)及び近隣地域での施工実績(企業)がある場合は各々について記載すること。
- 2) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。「(その他)の発注機関とは、別紙「発注機関一覧表」に掲げられていないものをいう。
- 3) 条件に該当する施工実績が複数ある場合は、山梨県、国機関の順に実績を記載すること。
- 4) 施工実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事経験を証明する図書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
- 5) 施工実績において、法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。

(5) 企業の施工技術

※JVの場合は、技術評価様式27、30の申請をもって企業体の評価とする。

評価項目	評価基準	JV評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-5-1 ICT施工技術の活用 (技術評価様式27)<注1>	活用 あり 活用 なし	1×構成員数 0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1-5-2 登録基幹技能者の配置 (技術評価様式30)<注1>	配置 あり 配置 なし	1×構成員数 0	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式27]

※「山梨県公共事業ポータルサイト>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 本様式により申請のない場合は、評価しない。
- 2) ICT施工技術の活用(宣誓事項)の履行が確認できない場合は、工事成績評定で3点減ずる。
- 3) 共同企業体の場合は、代表構成員が申請するものとし、本様式による宣誓事項を企業体として履行するものとする。

[技術評価様式30]

※「山梨県公共事業ポータルサイト>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 元請又は下請企業の技能者(元請の主任(監理)技術者を除く)として、当該工事に関連するいずれかの種類の登録基幹技能者を1人以上現場に配置すること。
- 2) 登録基幹技能者の種類は次の「登録基幹技能者種類一覧表(参考)」を参照すること。(令和7年8月31日現在)
最新情報は一般財団法人建設業振興基金のHPをご確認ください。
URL: <https://kikan.kensetsu-kikin.or.jp/technician/status.php>

登録基幹技能者の種類	対応工種(一例)	登録基幹技能者の種類	対応工種(一例)
1 登録電気工事基幹技能者	電気、電気通信	26 登録冷凍空調基幹技能者	管
2 登録建築基幹技能者	鋼構造物、とび・土工	27 登録運動施設基幹技能者	土木、とび・土工、 舗装、造園
3 登録造園基幹技能者	造園	28 登録基礎土工基幹技能者	とび・土工
4 登録コンクリート圧送基幹技能者	とび・土工	29 登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブ ロック
5 登録防水基幹技能者	防水	30 登録標識・路示標識基幹技能者	とび・土工、塗装
6 登録トンネル基幹技能者	土木、とび・土工	31 登録消火設備基幹技能者	消防施設
7 登録建築塗装基幹技能者	塗装	32 登録建築大工基幹技能者	大工
8 登録左官基幹技能者	左官	33 登録土工基幹技能者	ガラス
9 登録機械土工基幹技能者	土木、とび・土工	34 登録ALC基幹技能者	タイル・れんが・ブ ロック
10 登録海上起重基幹技能者	土木、しゅんせつ	35 登録土工基幹技能者	土工、とび・土工
11 登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	土木、とび・土工、 鉄筋	36 登録フレタン断熱基幹技能者	断熱舗
12 登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	37 登録発破・破砕基幹技能者	とび・土工
13 登録圧入基幹技能者	鉄筋	38 登録建築測量基幹技能者	大工
14 登録型枠基幹技能者	大工	39 登録解体基幹技能者	解体
15 登録配管基幹技能者	管	40 登録仕入工基幹技能者	とび・土工
16 登録舗・土工基幹技能者	とび・土工	41 登録送電線工事基幹技能者	とび・土工、電気
17 登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	42 登録さく井基幹技能者	さく井
18 登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上	43 登録劣化施工アンカー基幹技能者	とび・土工
19 登録ラッシュ・カーテンウォール基幹技能者	建具	44 登録計装基幹技能者	電気、管、電気通信
20 登録エクステリア基幹技能者	タイル・れんが・ブ ロック、とび・土工、 舗	45 登録工費改良基幹技能者	土木、とび・土工
21 登録建築改修基幹技能者	改修、屋根	46 登録都市トンネル基幹技能者	土木、とび・土工
22 登録外壁仕上基幹技能者	塗装、左官、防水	47 登録造園基幹技能者	とび・土工
23 登録タフト基幹技能者	管	48 登録道路等法面保護基幹技能者	とび・土工
24 登録保温保冷基幹技能者	断熱舗	49 登録斜面防災基幹技能者	土木、とび・土工
25 登録グラウト基幹技能者	とび・土工	50 登録石材施工基幹技能者	石工事業

- 3) 登録基幹技能者を配置する工種は、当該工事設計書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種とすること。
- 4) 契約後、施工計画書において工種、登録基幹技能者の種類、従事者の会社名(〇次下請)、氏名、従事期間を「技術評価様式30【確認表】」により明示するとともに、登録基幹技能者の資格を有することを証する書面(登録基幹技能者講習修了証等)の写しを提出すること。
- 5) 入札時の申請に反して、受注者の責により施工時に登録基幹技能者の配置(履行確認)が出来なかった場合は、工事成績評定で3点減ずる。

「2」企業の信頼性、社会性

(1) 地域精通度

※JVの場合は、各構成員について評価し、評価点を合計する。

評価項目	評価基準	評価点(各構成員)	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
2-1-1 近隣地域での施工実績 (企業) (技術評価様式4)<注1>	実績あり 実績なし	3 0	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2-1-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者) (技術評価様式4)<注1>	実績あり 実績なし	1 0	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎
2-1-3(1) 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が 「土木一式工事」以外の場合 <注1>	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2										
	工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	1				◎	◎	◎	◎	◎	◎	-
	その他	0										
2-1-3(2) 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が 「土木一式工事」の場合 <注1>	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内かつ同一の市町村内に本店を有する	2	◎	◎	◎	◎						
	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内に本店を有する	1				-	-	-	-	-	-	-
	その他	0										

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式4]

※「山梨県公共事業ポータルサイト>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- ・ 技術評価様式2、技術評価様式3の資料作成に係る留意事項を参照のこと。

(2)地域貢献度

※JVの場合は、各構成員について評価し、評価点を合計する。

評価項目	評価基準	評価点(各構成員)	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査			
			特I	特II	簡易	標準	特I	特II	簡易	特I	特II		簡易		
2-2-1(1) 災害協定等の締結 (技術評価様式11)〈注1〉 ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 以外の場合	協定の締結あり	2						◎	◎	◎	-	-	-	-	
	協定の締結なし	0													
2-2-1(2) 災害協定等の締結 (技術評価様式11)〈注1〉 ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 の場合	①「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 (「(一社)山梨県建設業協会」の締結あり)	2	◎	◎	◎										
	② 上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定の締結あり	1						-	-	-	◎	◎	◎	-	
	③ 対象協定の締結なし(上記①、②以外)	0													
2-2-2 災害協定の締結(広域応援) (技術評価様式11)〈注1〉	協定の締結あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	協定の締結なし	0													
2-2-3 防疫対策協定の締結 (技術評価様式11-1)〈注1〉	協定の締結あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	協定の締結なし	0													
2-2-4 土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績 (技術評価様式11)〈注1〉	受託実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	受託実績なし	0													
2-2-5 道路除雪業務委託の実績 (技術評価様式11)〈注1〉	受託実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	受託実績なし	0													
2-2-6 耕作放棄地等の解消 (技術評価様式12)〈注1〉	実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	実績なし	0													
2-2-7 その他の地域貢献〈注1〉 ・地域農業参入実績 (技術評価様式17) ・Co2吸収認証制度実績 (技術評価様式20)	提案あり または 実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	提案なし または 実績なし	0													

*各評価項目の評価方法等については〈注1〉を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

各技術評価様式の注)を参照のこと。

(3) 企業の取り組み			※JVの場合は、各構成員について評価し、評価点を合計する。										
評価項目	評価基準	評価点(各構成員)	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査	
			特I	特II	簡易	標準	特I	特II	簡易	特I	特II		簡易
2-3-1 若手技術者の育成 (技術評価様式22)〈注1〉 1)~11)	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1											
	上記以外	0											
2-3-2 新規雇用の実績 (技術評価様式28)〈注1〉 12)	学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績 あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—
	実績 なし	0											
2-3-3 ワークライフバランスの推進 (技術評価様式29)〈注1〉 13)	ワークライフバランス関連認定 あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	認定 なし	0											

- 国家資格とは、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格をいう。国家資格を有しない若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)以外の者とし、配置予定技術者の業務を補佐する技術者とする。国家資格を有する若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)とすることができる。
- 若手(担当)技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とする。また、国家資格を有する若手(担当)技術者は、国家資格(監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格)が確認できる資料の写しを添付すること。
- 若手(担当)技術者の企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 若手(担当)技術者は、現場代理人との兼務を認める。若手(担当)技術者を複数人専任配置した場合には最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。
- 若手(担当)技術者は原則、工事着手時から完成引き渡しの間、専任とする。なお、申請時において他工事に従事している場合は、対象工事の主要工程開始までの準備工、仮設工の期間は、専任を要しないものとする。ただし、現場代理人と兼務する場合は、工事着手時から専任とする。
- 若手(担当)技術者は、複数の技術者を申請することができるが、申請後の変更はできない。なお、専任する者を契約時に発注者に届けるものとするが、申請時に他工事に従事している場合は、対象工事の主要工程の施工開始までに届けるものとする。
- 専任された若手(担当)技術者の交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない理由を除き、認めない。また、当該理由を除き、工事の途中において専任配置が履行できなくなった場合は、工事成績評定を3点減ずる。(なお、複数人専任配置した場合にそのうちの1名でも専任配置できれば工事成績評定の減点の対象としない。)
- 若手(担当)技術者は、段階確認及び完成検査時に原則立ち会うものとし、発注者の配置状況の履行確認を受けるものとする。
- 他工事の従事状況等は、従事している工事について対象工事を落札した場合の配置予定等を記入すること。従事している他工事の工期延期等により、対象工事に専任配置ができなくなる恐れがある場合は、他工事との重複申請は行わないこと。
- 本申請において虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 建設業許可番号は、大臣知事コード(2桁) + 許可番号(6桁)で、CORINS登録番号は、「登録内容確認書」に記載された登録番号を記入すること。
- 「新規雇用の実績」として評価する雇用は、次の①から③まで定める要件の全てを満たすものとする。
 - 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校若しくは第124条に規定する専修学校を卒業した者又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校、同項第2号に規定する職業能力短期大学校若しくは同項第3号に規定する職業能力開発大学校の訓練課程を修了した者(職業能力開発校及び職業能力短期大学校にあっては、短期間の訓練課程を修了した者を除く。)を3年(卒業月または修了月の翌月から3年)以内に採用していること。
 - ①で採用した対象者を入札参加締切日の時点で継続して雇用していること。
 - 当該対象者に係る採用日から入札参加締切日までの期間が、2年以上5年未満であること。
※ 当該対象者は、新卒者だけでなく、転職者も含む。また、職種は技術職だけでなく、事務職も含む。
- 下記のワークライフバランス関連認定企業を評価するものとする。

【厚生労働省の認定】
「ブラチナえるぼし認定・えるぼし認定」、「ブラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定」、「ユースエール認定」

【山梨県の認定】
「山梨えるみん認定・山梨クリスタルえるみん認定」

「4」 その他

- ア 各様式に示された注意事項を遵守のうえ、必要事項をそれぞれ記載すること。
- ウ 技術評価資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を十分に確認してから提出すること。
- エ 技術評価資料(「総合評価落札方式 公告個別事項>適用に○が付くもの」)については、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。(ファイル名は、公告文に記載された工事名を用い「○○工事技術評価資料(会社名)とする)
- その際、添付漏れがないよう注意すること。添付漏れの書類についても、提出期限以降の追加提出は認めない。
- オ 入札時の提出書類(「公告文>公告個別事項>提出書類>1 参加申請時>入札参加様式」に示すもの)についても、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。

<注1> 各評価項目の具体的な内容

評価項目	評価内容	評価対象期間等
1-2-2 同種工事の施工実績 (配置予定技術者)	「 <u>公告個別事項</u> 」に示す工事の施工実績 但し、元請けとして請負い、平成22年4月1日以降に完成した工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事内容(構造・規模など)]については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事金額]については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで完成している工事。 ※ <u>個別事項2</u> を参照
1-2-3 優良工事技術者表彰	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰の受賞の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※ <u>個別事項1</u> を参照
1-2-4 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者、監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。 なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 ※ <u>個別事項2</u> を参照
1-2-5 継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。 ※ <u>個別事項3</u> を参照
1-4-1 同種工事の施工実績 (企業)	「 <u>公告個別事項</u> 」に示す工事の施工実績 但し、元請けとして請負い、平成22年4月1日以降に完成した工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事内容(構造・規模など)]については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事金額]については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで完成している工事。 ※ <u>個別事項2</u> を参照
1-4-2 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。 なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 ※ <u>個別事項2</u> を参照
1-4-3 優良工事表彰等	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※ <u>個別事項1</u> を参照
1-4-4 事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	当該工事の公告日を含む過去1年間の期間
1-4-5 ISO認証取得状況	公告日時時点で認証取得している場合に評価する。なお、登録範囲に当該工事の内容を含んでいるものとする。	当該工事の公告日時点
1-5-1 ICT施工技術の活用	本工事において、山梨県各局局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、下記(※ <u>個別事項4</u>)に掲げる施工プロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣誓した企業を評価する。 ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事は除く。)	[技術評価様式27]による申請時点 ※ <u>個別事項4</u> を参照
1-5-2 登録基幹技能者の配置	元請又は下請企業の技能者(元請の主任(監理)技術者を除く)として、当該工事に関連するいずれかの種類の登録基幹技能者を1人以上配置することを宣誓した企業を評価する。	[技術評価様式30]による申請時点
2-1-1 近隣地域での施工実績 (企業)	「 <u>公告個別事項</u> 」に示す工事の地域における施工実績	平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※ <u>個別事項2</u> を参照
2-1-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者)	「 <u>公告個別事項</u> 」に示す工事の地域における施工実績	平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※ <u>個別事項2</u> を参照
2-1-3(1) 本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」以外の場合	「 <u>公告個別事項</u> 」に示す評価基準	
2-1-3(2) 本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」の場合	「 <u>公告個別事項</u> 」に示す評価基準	
2-2-1 災害協定等の締結	山梨県地域防災計画に基づく各種協定の有無 ただし、「災害時の広域応援業務に関する協定」(広域応援)は除く	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。

2-2-2	災害時の広域応援業務に関する協定の締結 (広域応援)	災害時の広域応援業務に関する協定の締結の有無 (県土整備部・森林環境部)	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-3	家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の締結 (防疫対策協定)	家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の締結の有無 (農政部のみ)	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-4	土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績	・山梨県が発注した土木施設等緊急維持修繕業務(発注者の指示に基づいて緊急的な対応を行う業務)の受注実績の有無 ・対象施設 県が管理する道路(国道、県道、林道)、河川・砂防施設、公園施設、下水道施設等で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度(当該年度については当該工事の入札参加申請締切日以前に契約済みの業務)
2-2-5	道路除雪業務委託の実績	・山梨県が発注した道路除雪(除雪、排雪または運搬)業務の受注実績の有無 ・対象施設 県が管理する道路(国道、県道、林道)で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度(当該年度については当該工事の入札参加申請締切日以前に契約済みの業務)
2-2-6	耕作放棄地等の解消	各技術評価様式の記載内容による(森林環境部、農政部)	
2-2-7	その他の地域貢献		
2-3-1	若手技術者の育成	・若手技術者は公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格を有する者「2点」、有しない者「1点」とする。	当該工事の公告日が属する年度の4月1日以降に36歳となる者は対象外
2-3-2	新規雇用の実績	・学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績を評価する。	当該工事の入札参加申請締切日時時点で評価
2-3-3	ワークライフバランスの推進	・「プラチナえるぼし認定・えるぼし認定」、「プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定」、「ユースエール認定」、「山梨えるみん認定・山梨クリスタルえるみん認定」のいずれかの認定企業を評価する。	当該工事の入札参加申請締切日時時点で評価

※個別事項1

- ・優良工事の評価要件を満たす対象工事
 <注1>の規定にかかわらず次のとおりとする。
【1点加点対象】
 下記の【評価要件】を満たす工事实績があった場合には、評価点1点を与えるものとする。なお、工種は問わないものとする。

【評価要件】

次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める条件に全て該当すること。

1) 入札参加締め切り日が当該年度の4月1日から当該年度の優良工事表彰の日の前日までの間の場合

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度の前年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の前年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の当該年度の3カ年前の年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前々年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事实績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

2) 入札参加締め切り日が当該年度の優良工事表彰の日から3月31日までの間の場合

(下記のいずれかの場合の条件に全て該当すること。)

[当該年度の前年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合(CASE1)]

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
かつ、上記2)の②から⑤の全ての条件に該当すること。

[当該年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合(CASE2)]

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事实績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

※ 上記における「当該年度」とは、入札参加締め切り日がその日の属する年度をという。

※ 上記における「工事成績評定点が80点」とは、工事成績評定通知書別表1(*)端数処理前の評定点合計の数値の小数点以下を切り捨てた数値とする。

また、「65点」、「70点」とは、工事成績評定通知書4成績評定①評定点の数値とする。

※個別事項2

- ・評価対象期間に法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。

※個別事項3

- ・継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。
- ・証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)

【CPD評価対象期間の事例】

推奨単位：50単位／年の場合

ケース	証明期間	取得単位	証明書発行日	評価単位	評価
ケース①	← 証明期間:1年間	← 取得単位:60単位	○ 証明書発行日	60単位/年	加点する
ケース②	← 証明期間:1年間	← 取得単位:60単位	○ 証明書発行日	60単位/年	加点する
ケース③	← 証明期間:1年間	← 取得単位:60単位	○ 証明書発行日	0単位/年	加点しない
ケース④	← 証明期間:1年間	← 取得単位:60単位	○ 証明書発行日	0単位/年	加点しない
ケース⑤	← 証明期間:2年間	← 取得単位:120単位	○ 証明書発行日	60単位/年	加点する
ケース⑥	← 証明期間:1年間3ヶ月	← 取得単位:80単位	○ 証明書発行日	40単位/年	加点しない

ケース⑥の証明期間が1年間3ヶ月の証明書は、2年間の証明書として評価する。

・建設系CPDプログラム：構成団体のCPD制度概要

(五十音順) 令和7年3月現在

NO.	学協会名称	推奨獲得CPD単位(/年)	CPD証明書		継続教育学習制度	HPアドレス
			有無	内容		
1	(公社) 空気調和・衛生工学会	50	有	単位数・時期	建築設備士関係CPD(3+4+5+CPD)	http://www.ahw.or.jp/
2	(一財) 建設業振興基金	12	有	単位数・時期・明細	建築施工管理CPD制度	http://www.kensetsu.or.jp/
3	(一社) 建設コンサルタツ協会	50	有	単位数・時期	建設コンサルタント協会CPD制度	http://www.jcsa.or.jp/
4	(一社) 交通工学研究会	50(200/4年)	有	単位数・時期	TOP/TOE資格制度	http://www.tokai.or.jp/
5	(公社) 地盤工学会	50	有	単位数・時期	G-CPD制度	http://www.jgpa.or.jp/
6	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20	有	単位数・時期・明細	JAFEE森林分野CPD制度	http://www.jgpa.or.jp/
7	(公社) 全国上下水道コンサルタント協	50	有	単位数・時期	上下水道技術者CPD	http://www.jwsc.or.jp/
8	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20	有	単位数・時期	設計CPD	http://www.jmcs.or.jp/
9	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	有	単位数・時期・明細	継続学習制度(CPD)	http://www.jstms.or.jp/
10	(一社) 全日本建設技術協会	25	有	単位数・時期・明細	全建CPD(継続教育)制度	http://www.janet.or.jp/
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50(250/5年)	有	単位数・時期	地質・土質関連CPD制度	http://www.gstpa.or.jp/
12	(公社) 土木学会	50(250/5年)	有	単位数・時期	土木学会継続教育(CPD)制度	http://www.jstpe.or.jp/
13	(一社) 日本環境アセスメント協会	50(250/5年)	有	単位数・時期	J E A S - C P D 制度	http://www.jeas.or.jp/
14	(公社) 日本技術士会	50(150/3年)	有	単位数・時期	技術士CPD	http://www.kygy.or.jp/
15	(公社) 日本建築士会連合会	12	有	単位数・時期・明細	建築士会継続教育(CPD)制度	http://www.janet.or.jp/
16	(公社) 日本コンクリート工学会	推奨無し	—	—	(登録を受けていない)	http://www.jkcs.or.jp/
17	(公社) 日本造園学会	50	有	単位数・時期	造園CPD(継続教育)	http://www.jzsa.or.jp/
18	(公社) 日本都市計画学会	50	有	単位数・時期	都市計画CPD	http://www.jcpc.or.jp/
19	(公社) 農業農村工学会	50	有	単位数・時期	農業土木技術者継続教育(CPD)	http://www.janet.or.jp/

・建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度

団体名	推奨時間数	継続教育学習制度	HPアドレス	
(公社) 日本建築士会連合会	12認定時間/年	建築士会継続教育(CPD)制度	http://www.janet.or.jp/	
(一社) 日本建築士事務所協会連合会		(登録を受けていない)	http://www.jstms.or.jp/	
(公社) 日本建築家協会		継続職能研修(CPD)制度	http://www.jba.or.jp/	
(一社) 日本建設業連合会		(登録を受けていない)	http://www.jcsa.or.jp/	
(一社) 日本建築学会		建築学会「能力開発学習制度」(CPD)	http://www.jai.or.jp/	
建築設備士関係団体CPD協議会の参加団体				
(公社) 空気調和・衛生工学会、(一社) 建築設備技術者協会、(一社) 電気設備学会、(一社) 日本設備設計事務所協会、(公財) 建築技術教育普及センター			建築設備士CPD(継続職能開発)	http://www.jed.or.jp/
(一社) 日本建築構造技術者協会			構造・建築設計CPD(継続教育)制度	http://www.jstpe.or.jp/
(一財) 建設業振興基金			建設施工管理技士CPD制度	http://www.kensetsu.or.jp/
(公財) 建築技術教育普及センター			建築CPD情報提供制度	http://www.janet.or.jp/

※推奨獲得CPD単位・時間数については、最新の情報を確認すること。

(公社) 日本建築士連合会から認定された講習会を受けることを認められた(一社) 山梨県管工事協会会員が(公社) 日本建築士連合会の単位認定の講習を受講し12単位(1年間)を取得した場合、評価対象とする。

※個別事例4

山梨県各局部で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づく、施工プロセスは次のとおりとする。

1 施工プロセス

建設現場における生産性向上のため、下記に掲げる①から⑤の全ての施工プロセスでICT施工技術を活用することをICT活用工事(標準実施型)とし、②④⑤の施工プロセスを義務付けながら、①③の施工プロセスについて、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事をICT活用工事(簡易型)とする。ただし、国土交通省が定める「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」における最新の要領に施工プロセスの該当がない場合は、当該プロセスの実施は必要ないものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

参考<同種工事の範囲>

2013コリズ工種、工法・型式一覧

1 道路工事	道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、コンクリート構造物工事、道路付属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事等
2 河川・砂防工事	築堤工事、護岸工事、根固・水制工事、床止工事(落差工、帯工)、堰(頭首工を含む)・水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、治山ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、畑地かんがい工事等

機 関 等	内 訳
山梨県	(企業局を含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
市町村	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)
事業団	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

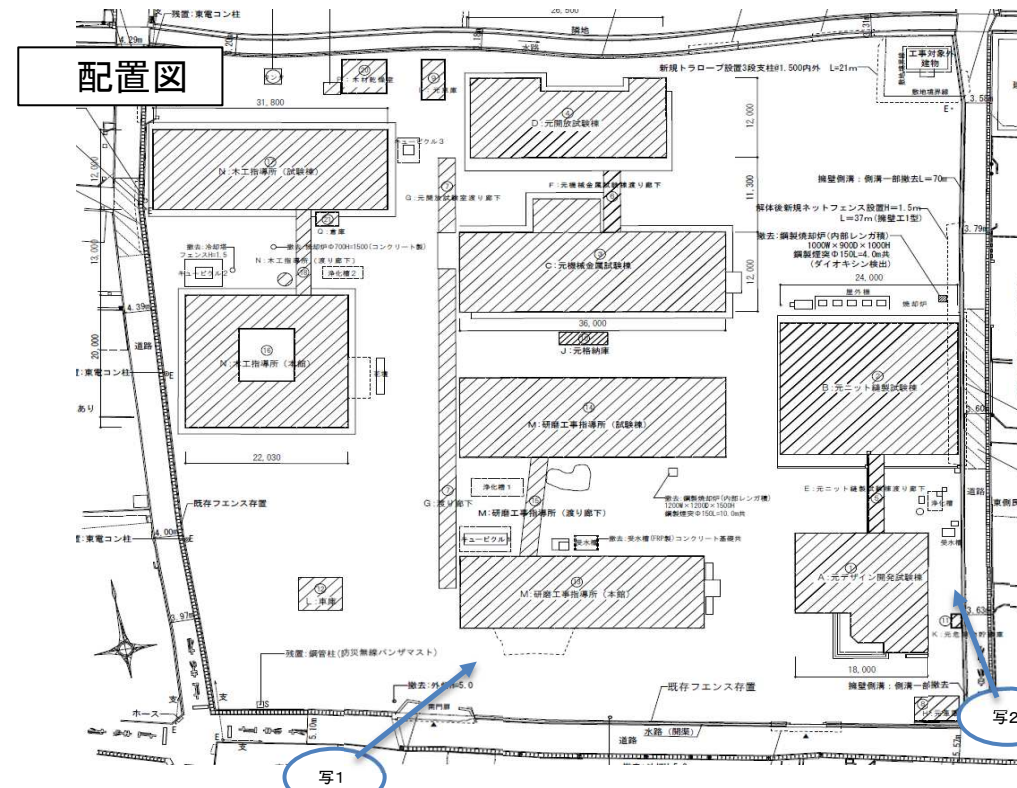
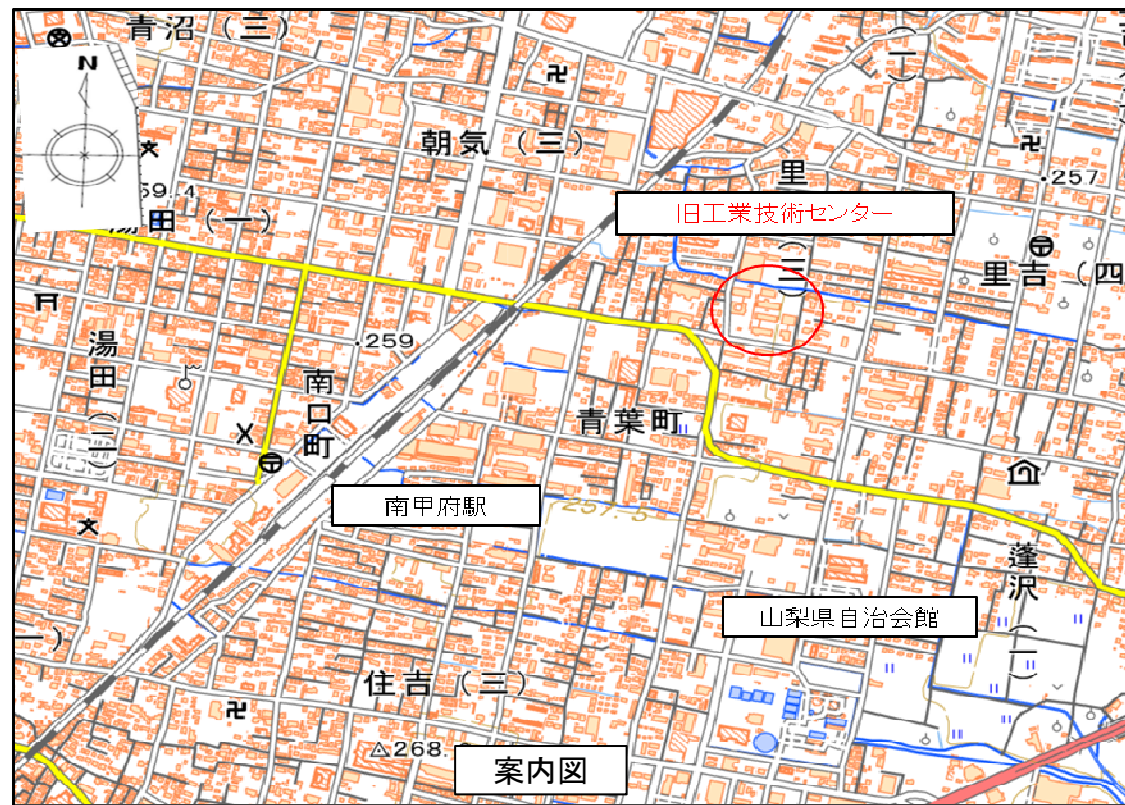
工事名	旧工業技術センター解体工事(明許)	営繕課-25-0257	事業名	用途廃止施設管理費	事業課	資産高度利用推進課
工事場所	甲府市里吉3丁目9-4		工期	令和8年1月29日～令和9年3月12日		

1. 目的

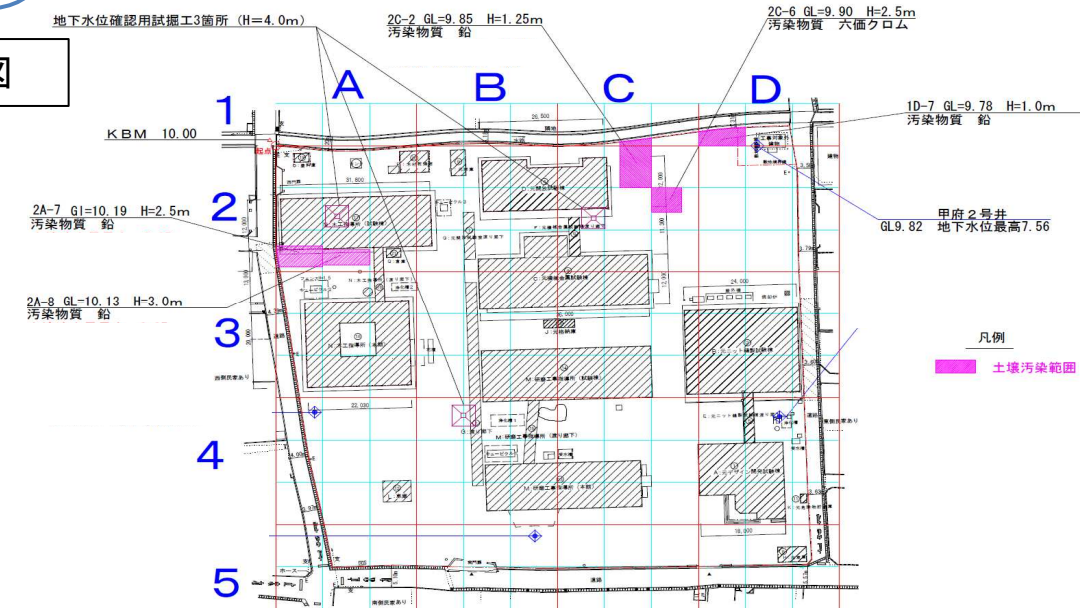
県有未利用地の有効活用を図るため、施設を解体する。

2. 工事概要

- 次の建築物の解体等
- ・元機械金属試験棟 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積934.6㎡ 他20棟 撤去総面積5,256.6㎡
 - ・木工指導所(試験棟)の天井吹付材除去
 - ・付属する工作物、電気・機械設備
 - ・敷地内の土壌汚染対策 他



土壌汚染箇所図



3. 事業スケジュール

	R8												R9		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現地調査・準備工															
解体工事	建築物解体工事														
	基礎杭撤去工事														
アスベスト除去工事															
土壌汚染対策工事															
付属工作物等解体															
書類作成・完成検査															

抽出事案説明書

部局名 企業局

担当課（事務所）名 新エネルギーシステム推進課

入札方式	一般競争入札（総合評価落札方式）（事後審査）
工事名	米倉山水電解フルスタック評価設備整備工事
契約番号	新エネ推課-25-0011
工事概要	<p>○高圧電力（6.6kV）工事 1式</p> <p>○接地工事（A・B・C・D+測定用P・C） 1式</p> <p>○低圧電力（400V）工事 1式</p> <p>○整流器（直流電力）工事 1式</p> <p>○その他 1式</p> <p>予定価格 72,270,000円（消費税含む）</p>
入札参加資格	<p>○本店所在地・・・県内</p> <p>○競争入札参加資格・・・電気工事業 A</p> <p>○企業の施工実績・・・3千万円以上の電気工事</p> <p>ただし、元請として請負い平成22年4月1日から入札参加資格締切日までに完成している工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。</p> <p>○配置予定技術者の資格・・・なし</p>
入札参加資格設定の経緯及び理由	<p>・ 予定価格が1億円未満であることから、予定価格と工事難易度より、「総合評価落札方式特別簡易型Ⅰ（事後審査）」での一般競争入札とした。</p> <p>本店所在地は県内全域とし、予定価格が5,000万円以上であることから、参加資格を電気工事Aとした。</p> <p>・ 企業の施工実績は、予定価格の5割程度である請負金額3,000万円以上の電気工事とした。</p>
入札参加業者数	<p>応札可能業者 46者</p> <p>参加業者 1者、応札業者 1者</p>
参加資格によって無資格とされた業者がいた場合の無資格理由の説明	無資格者：なし
入札の経緯及び結果の説明 （入札経過（結果）の添付）	<p>応札業者は1者であり、当該応札業者は入札参加資格の条件を満たしているため、落札者とした。</p> <p>落札率 99.70%</p>

一般競争入札参加業者「審査整理表」

No. 1

工事場所 山梨県甲府市下向山町

(標準タイプ)

工事名 米倉山水電解フルスタック評価設備整備工事

予定価格:72,270,000円

資格有り・資格無し の別	業者名	所在地	総合評定値 又は 総合数値	同種工事の施工実績	配置予定 技術者の資格・経験	左記以外の入札公告で 示した規定に対する判定
有	1 (株)アスロック	甲府市	1,130	A		A

[一覧選択に戻る](#)

- » コンテンツ
- ↳ 情報公開TOP
- 様式配布・公告
- ↳ 様式配布
- ↳ 資格審査の公示
- ↳ 公共事業関連の情報
- ↳ 各種情報公開
- ↳ 指名停止公表
- 業者関連情報
- ↳ 建設業許可業者名簿
- ↳ 有資格者名簿
- ↳ 経営事項審査結果一覧
- ↳ 成績評定
- 入札関連情報
- ↳ 年間発注見直し
- ↳ 入札公告
- ↳ 入札経過・結果
- 質疑関連情報
- ↳ 質疑応答
- ↳ 回答検索
- よくある質問
- ↳ FAQ
- » リンク
- ↳ [山梨県公共事業ポータルサイト](#)
- ↳ 電子入札
- ↳ 入札参加資格申請
- ↳ [山梨県庁のページ](#)
- ↳ 入札監視委員会

ヒント

契約番号(工事番号)	新エネ推課-25-0011
入札結果決定日時	令和 8年 1月 5日 9時55分
工事名称	米倉山水電解フルスタック評価設備整備工事
履行場所	甲府市 下向山町 地内
履行期間	令和 8年 1月 9日-令和 8年 3月13日
予定価格(税込み)	72,270,000 円
入札書比較価格(税抜き)	65,700,000 円
低入札調査基準価格(税抜き)	59,633,642 円
入札方式	総合評価一般競争入札
入札結果	落札決定
落札業者名	(株) アスロック
決定額(税込み)	落札された入札価格+消費税 (契約後に契約内容で公表)
選定理由等	予定価格積算内訳(公表用設計書)(2025003258300005file101.zip) 審査整理表「一般競争入札参加業者」(shinsa_25-0011.pdf) 評価調書(hyouka_25-0011.pdf)

No.	入札業者名	第 1 回入札	
1	(株) アスロック	65,500,000 円	

- <注意事項>
- ・各業者の入札価格は、税抜きの価格です。
 - ・入札価格が空欄の業者は入札に参加しなかった業者です。
 - ・総合評価方式以外の入札において、落札金額より低い価格の入札は最低制限価格未満であり、落札者としていません。
 - ・履行期間については予定期間であり、入開札の状況により変更になる場合があります。
 - ・一般競争入札で参加資格を開札後に確認する事後審査型については、落札候補者のみ参加資格を確認しております。詳しくは、選定理由等に添付されている「審査整理表」をご確認ください。
 - ・随意契約の場合は、契約の相手方の情報のみを公表します。

[契約内容へ](#) [質問一覧へ](#)

別紙 総合評価落札方式 公告個別事項

工 事 名		米倉山水電解フルスタック評価設備整備工事				
工 事 番 号		新工ネ推課-25-0011				
案 件 の 種 別		通常型	総合評価の種類		特別簡易型Ⅰ	
評 価 項 目	技術評価様式	適用	点数	評価内容(個別事項)		
				企業の技術力	企業の施工実績	企業と同種工事の施工実績
		企業の工事成績	不要	○	4	
		優良工事表彰	不要	○	3	
		事故及び不誠実な行為	不要	(減点)		
		ISO認証取得状況	様式9	○	1	
企業 の 施 工 技 術		ICT施工技術の活用	様式27	○	1	
		登録基幹技能者の配置	様式30	○	1	
地 域 精 通 度		近隣工事会社実績	様式4	○	3	甲府市内における電気工事の施工実績
		本店所在地	不要	○	2	甲府市内に本店を有する企業を「2点」、 中北建設事務所管内に本店を有する企業を「1点」、その他「0点」
企 業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	地 域 貢 献 度	災害協定	様式11	○	2	
		災害協定(広域応援)	様式11	-	-	
		防疫対策協定	様式11	-	-	
		維持管理業務委託	様式11	○	1	
		除雪業務委託	様式11	-	-	
		耕作放棄地等解消	様式12	-	-	
		その他の地域貢献	様式17 様式20	-	-	地域農業への担い手として農業参入した実績：様式17(農政部のみ) やまなしの森づくりCO2吸収認定制度の実績：様式20(森林環境部のみ)
企 業 の 取 組		若手技術者の育成	様式22	○	2	
		新規雇用の実績	様式28	○	1	
		WLBの推進	様式29	○	1	
評価点数合計					24	
加算点					15	

技術評価資料作成要領

共通

簡易型・特II
簡易型のみ

総合評価落札方式により実施する工事は、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので、内容を確認の上、間違えないように作成すること。

◎:必須 ○:選択 -:対象外

「1」企業の技術力について

(1) 施工計画

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-1-1 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-1)	施工計画1項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	10	-	-	◎	-	-	◎	-	-	◎	◎
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										
1-1-2 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-2)	施工計画2項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	10	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										

(1) 施工計画(特に技術力を評価する必要がある場合)

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-1-1 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-1)	施工計画1項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られ、効果がある	20										
	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	15										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10	-	-	◎	-	-	◎	-	-	◎	◎
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
1-1-2 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-2)	施工計画2項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られ、効果がある	20										
	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	15										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
未記入、または不適切である	欠格											

※「公告個別事項」に示す施工計画について、該当する様式に必要項目を記入し、資料を添付の上、提出すること。

※ 評価項目は、下記対象項目の中から1項目または2項目選択し、「公告個別事項」に示す。

- ① 工程管理に係わる項目
- ② 品質確保に係わる項目
- ③ 施工上の課題に係わる項目
- ④ 安全管理に係わる項目
- ⑤ 施工上配慮すべき項目

資料作成に係る留意事項

[技術評価様式5-1、5-2] ※公告に添付された様式を使用すること。

- 1) 施工計画の記載にあたっては、工事の特徴、現場条件等を考慮した記載をすることとし、実施内容が曖昧な表現は避けること。
- 2) 評価項目に対する提案数は、優先度の高いものの順に提案1から記載し、最大3提案までとする。これを超える提案については評価しない。
- 3) 施工計画の評価は1提案ごとに評価し、合計して評価点を算出する。
- 4) 必要に応じ説明図表、写真を添付することとするが、様式を含めA4版2枚以内とすること。
- 5) 3提案とも未記入、または不適切な提案の場合は、「欠格」とする。

(2) 配置予定技術者の能力

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-2-1(1) 資格 (技術評価様式3) ※解体工事、舗装工事以外で、 かつ予定価格が8千万円未 満の工事	1級土木施工管理技士等(※1)又は同等以上の資格(※2)を有する者	1	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0										
1-2-1(2) 資格 (技術評価様式3) ※施工体制評価型(解体工事) の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者で、かつ 解体工事施工技士(※3)	2	-	-	-	◎	◎	-	-	-	-	-
	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者(※5) 上記以外の工事施工等に係わる資格	1 0										

1-2-1(3)	資格 (技術評価様式3) ※施工体制評価型(アスファルト舗装工事)の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者で、かつ1級舗装施工管理技術者(※4)	2																	
		1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者(※5)	1																	
		上記以外の工事施工等に依る資格	0																	
1-2-2	同種工事の施工実績 (技術評価様式3) <注1>	主任(監理)技術者として同種工事の実績あり	2																	
		監理技術者補佐又は担当技術者として同種工事の実績あり	1																	
		その他	0																	
1-2-3	優良工事技術者表彰 (資料提出不要) <注1>	表彰の実績 あり	1																	
		表彰の実績 なし	0																	
1-2-4	工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (資料提出不要) <注1>	82点以上	4																	
		80点以上82点未満	3																	
		78点以上80点未満	2																	
		72点以上78点未満	1																	
		72点未満又は成績実績なし	0																	
1-2-5	継続教育(CPD)の取組状況 (技術評価様式13)<注1>	取組状況が優良	1																	
		取組なし又は取組状況が上記未満	0																	

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

※1「1級土木施工管理技士等」とは、当該工事(業種)の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※2「同等以上の資格」とは、当該工事(業種)の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※3「解体工事施工技士」とは、「(社)全国解体工事業者団体連合会」認定の資格のこと。

※4「1級舗装施工管理技術者」とは、「(一社)日本道路建設業協会」認定の資格のこと。

※5 入札参加資格として配置予定技術者に「監理技術者」の資格を求める場合は、評価しない。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式3] ※「山梨県公共事業ポータルサイト」情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 配置予定技術者は、建設業法に基づき適正な資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。
また、「施工体制評価型(解体工事)」の場合では「解体工事施工技士」、「施工体制評価型(アスファルト舗装工事)」の場合では「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。
- 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてとることができる。この場合、技術評価様式3は全ての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者ごとに「配置予定技術者の能力」及び「地域精通度-近隣地域での施工実績」についての評定点を合計し、最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、ヒアリング結果を加える。
- 配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者(担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。)として施工従事したものを対象とする。
また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績としても認める。
- <注1>に記載する 同種工事の施工実績(配置予定技術者)、近隣地域での施工実績(配置予定技術者)がある場合は各々について記載すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、同種工事がない場合でも主な工事の施工実績(ヒアリング時の資料とする。)に記載すること。
- 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。
- 配置予定技術者の資格が確認できる資料(一級土木技術検定合格証明書等の建設業法第15条第2号イに基づく証明書(又は建設業法第15条第2号ハに基づく大臣認定書、指定業種の場合)、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証)の写しを添付する。
また、「施工体制評価型(解体工事)」「解体工事施工技士」の資格を有する者を配置する場合は、その登録書または資格者証の写しを、「施工体制評価型(アスファルト舗装工事)」「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者を配置する場合は、その資格者証の写しを添付すること。
- 技術士については、一級土木施工管理技士等と同等扱いとするので、当該工事(業種)の監理技術者となることができる部門の技術士登録証(写)及び監理技術者資格者証の写しを添付すること。
- 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 配置予定技術者の同種工事への施工従事実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事実績を証明する図書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
- 上記1)、6)、8)のいずれか一つでも確認できない場合は、配置予定技術者の評価が不可能となることから入札参加資格も併せ、失格とするので注意すること。(入札参加資格確認資料に添付している場合は除く。)

(3) 配置予定技術者のヒアリング

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-3-1 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4										
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2										
	その他	0										
1-3-2 当該工事の理解度 ・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4										
	当該工種について適切に理解している	2										
	その他	0										
1-3-3 技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2										
	その他	0										

*ヒアリングは、実績として挙げた工事や施工計画の提案内容等について30分程度実施する。

*入札参加者の都合によりヒアリングが実施できない場合、またはヒアリングを辞退した場合は欠格とし入札は無効とする。

*入札を行った者が1者であった場合は、ヒアリングは実施しない。

この場合、配置予定技術者のヒアリングの各評価項目の評価点はその他(0点)として扱うものとする。

(4) 企業の施工実績

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-4-1(1) 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) <注1> 「舗装工事」以外の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2										
	市町村・公営企業等などの同種工事の施工実績あり	1										
	その他	0										
1-4-1(2) 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) <注1> 「舗装工事」の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2										
	市町村の同種工事の施工実績あり	1										
	その他	0										

1-4-2	工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (資料提出不要) <注1>	82点以上	4	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		80点以上82点未満	3										
		78点以上80点未満	2										
		72点以上78点未満	1										
		72点未満又は成績実績なし	0										
過去2ヶ年度のそれぞれの平均点が60点未満、または前年度以降に おいて55点未満の工事成績のあるもの	-2												
1-4-3	優良工事表彰等 (資料提出不要) <注1>	特別表彰あり	3	◎	◎	◎	-	-	-	◎	◎	◎	◎
		表彰あり(特別表彰との重複はしない)	2										
		表彰はされなかったが、評価要件を満たす工事の実績あり (表彰との重複はしない) ※<注1>個別事項1	1										
		上記以外	0										
1-4-4	事故及び不誠実な行為 (資料提出不要) <注1>	指名停止(3ヶ月以上)	-4	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		指名停止(1ヶ月以上3ヶ月未満)	-2										
		指名停止(1ヶ月未満)	-1										
		なし	0										
1-4-5	ISO認証取得状況 (技術評価様式9)<注1>	公告日時点においてISO9001又は14001の認証を取得済み	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		認証を未取得	0										

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式2] ※「山梨県公共事業ポータルサイト>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 企業の施工実績は、<注1>に記載する同種工事の施工実績(企業)及び近隣地域での施工実績(企業)がある場合は各々について記載すること。
- 2) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。(「その他」の発注機関とは、別紙「発注機関一覧表」に掲げられていないものをいう。)
- 3) 条件に該当する施工実績が複数ある場合は、山梨県、国機関の順に実績を記載すること。
- 4) 施工実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事経験を証明する図書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
- 5) 施工実績において、法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。

(5) 企業の施工技術

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-5-1 ICT施工技術の活用 (技術評価様式27)<注1>	活用あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	活用なし	0										

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式27] ※「山梨県公共事業ポータルサイト>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 本様式により申請のない場合は、評価しない。
- 2) ICT施工技術の活用(宣誓事項)の履行が確認できない場合は、工事成績評定で3点減ずる。
- 3) 共同企業体の場合は、代表構成員が申請するものとし、本様式による宣誓事項を企業体として履行するものとする。

(6)-1 企業の施工体制の評価(解体工事(施工体制評価型))

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-6-1-1 自社雇用の技能者配置状況	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	-	-	-	◎	◎	◎	-	-	-	-
	その他	0										
1-6-1-2 自社保有機械の配置状況	自社保有の解体用重機で施工	1	-	-	-	◎	◎	◎	-	-	-	-
	その他	0										

評価基準について

「山梨県解体工事(施工体制評価型)総合評価試行要領」に基づき、以下の解体工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

- ① 技能者が従事する場合
 - ・労働安全衛生法による車両系建設機械(解体用)運転技能講習(平成25年7月1日以後に開始された講習に限る。)を修了した者で3ヶ月以上の雇用関係のある当該技能者を現場に配置し、解体用重機運転作業に従事が可能であること。
 - ・なお、車両系建設機械(解体用)運転技能講習は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)を含む。
 - ・また、解体用重機とは、労働安全衛生法施行令別表第7号第6号1及び2に掲げる建設機械で次のものをいう。
ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機
- ② 自社保有の解体用重機で施工が可能な場合
 - ・バックホウ2台以上及び解体用重機に取付ける解体用アタッチメントの圧砕機または切断機1台以上を保有し(長期リースを含む)、当該解体用重機を現場に配置して解体工の工程で使用が可能であること。
 - ・ただし、バックホウについては、新JIS規格バケット容量0.28m3以上(旧JIS規格0.25m3以上)の解体用アタッチメント取付可能機種であること。

[技術評価様式21]の添付書類

項目①が「有」の場合

- 1) 配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 2) 労働安全衛生法による技能講習修了証(※1)[車両系建設機械:解体用(※2)]の写し(裏・表)を添付すること。
ただし、当該修了証は平成25年7月1日以後に開始された講習を受講したものに限り。

※1 技能講習修了証は平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)修了証を含む。

※2 車両系建設機械:解体用とは、解体用重機(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)をいう。

項目②が「可」の場合

バックホウについて

- 1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。

解体用アタッチメントについて

- 1) 自社保有の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。

※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

(6)-2 企業の施工体制の評価 (アスファルト舗装工事 (施工体制評価型))

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-6-2-1 自社雇用の技能者配置状況 (技術評価様式18)	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-
	その他	0	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-
1-6-2-2 自社保有機械の配置状況 (技術評価様式18)	自社保有のアスファルトフィニッシャーで施工	1	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-
	その他	0	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-

評価基準について

「山梨県「アスファルト舗装工事」(施工体制評価型)総合評価実施要領」に基づき、以下の舗装工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

- ① 自社雇用の技能者を当該工事現場に配置し、路盤工(敷均し、転圧)、またはアスファルト舗設工(敷均し、転圧)のいずれかの重機運転作業に従事が可能である。
- ② 自社保有のアスファルトフィニッシャーを当該工事現場に配置して施工が可能である。

[技術評価様式18]の添付書類

項目①が「有」の場合

- 1) 配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 2) 労働安全衛生法第61条による技能講習修了証[車両系建設機械(整地・運搬・掘削)の写し(裏・表)。または、労働安全衛生法第59条による特別教育修了証(締固めローラー運転業務)の写し(裏・表)を添付すること。
- 3) 運転免許証(大型特殊免許)の写し(ただし、入札参加資格申請締切日時点で有効なものに限る。)を添付すること。

項目②が「可」の場合

- 1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。

※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

「2」企業の信頼性、社会性

(1) 地域精通度

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
2-1-1 近隣地域での施工実績 (企業) (技術評価様式4) <注1>	実績あり	3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	実績なし	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-1-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者) (技術評価様式4) <注1>	実績あり	1	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎
	実績なし	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-1-3(1) 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が 「土木一式工事」以外の場合 <注1>	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	1	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-
	その他	0	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-
2-1-3(2) 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が 「土木一式工事」の場合 <注1>	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内 かつ同一の市町村内に本店を有する	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内 に本店を有する	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式4] ※「山梨県公共事業ポータルサイト」>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- ・技術評価様式2、技術評価様式3の資料作成に係る留意事項を参照のこと。

(2) 地域貢献度

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
2-2-1(1) 災害協定等の締結 (技術評価様式11) <注1> ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 以外の場合	協定の締結あり	2	-	-	-	◎	◎	◎	-	-	-	-
	協定の締結なし	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-2-1(2) 災害協定等の締結 (技術評価様式11) <注1> ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 の場合	① 「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 (一社)山梨県建設業協会の締結あり	2	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-
	② 上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定の締結あり	1	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-
	③ 対象協定の締結なし(上記①、②以外)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-2-2 災害協定の締結(広域応援) (技術評価様式11) <注1>	協定の締結あり	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	協定の締結なし	0	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-

<注1> 各評価項目の具体的な内容

評価項目	評価内容	評価対象期間等
1-2-2 同種工事の施工実績 (配置予定技術者)	「 <u>公告個別事項1</u> 」に示す工事の施工実績 但し、元請けとして請負い、平成22年4月1日以降に完成した工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事内容(構造・規模など)]については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事金額]については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで(平成22年4月1日以前に完成している工事)。 ※ <u>個別事項2</u> を参照
1-2-3 優良工事技術者表彰	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰の受賞の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※ <u>個別事項1</u> を参照
1-2-4 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者、監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。 ・共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 ※ <u>個別事項2</u> を参照
1-2-5 継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。※ <u>個別事項3</u> を参照
1-4-1 同種工事の施工実績 (企業)	「 <u>公告個別事項1</u> 」に示す工事の施工実績 但し、元請けとして請負い、平成22年4月1日以降に完成した工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事内容(構造・規模など)]については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事金額]については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで(平成22年4月1日以前に完成している工事)。 ※ <u>個別事項2</u> を参照
1-4-2 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。 ・共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 ※ <u>個別事項2</u> を参照
1-4-3 優良工事表彰等	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※ <u>個別事項1</u> を参照
1-4-4 事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日も含まれる場合は全ての期間を対象とする。	当該工事の公告日を含む過去1年間の期間
1-4-5 ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。なお、登録範囲に当該工事の内容を含んでいるものとする。	当該工事の公告日時点
1-5-1 ICT施工技術の活用	本工事において、山梨県各局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、下記(※ <u>個別事項4</u>)に掲げる施工プロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣言した企業を評価する。 ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)	[技術評価様式27]による申請時点 ※ <u>個別事項4</u> を参照
2-1-1 近隣地域での施工実績 (企業)	「 <u>公告個別事項1</u> 」に示す工事の地域における施工実績	平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで(平成22年4月1日以前に完成している工事)。 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※ <u>個別事項2</u> を参照
2-1-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者)	「 <u>公告個別事項1</u> 」に示す工事の地域における施工実績	平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで(平成22年4月1日以前に完成している工事)。 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※ <u>個別事項2</u> を参照
2-1-3(1) 本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」以外の場合	「 <u>公告個別事項1</u> 」に示す評価基準	
2-1-3(2) 本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」の場合	「 <u>公告個別事項1</u> 」に示す評価基準	
2-2-1 災害協定等の締結	山梨県地域防災計画に基づく各種協定の有無 ただし、「災害時の広域応援業務に関する協定」(広域応援)は除く	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-2 災害時の広域応援業務に関する協定の締結 (広域応援)	災害時の広域応援業務に関する協定の有無 (県土整備部・林政部)	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。

2-2-3	家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の締結(防疫対策協定)	家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の締結の有無(農政部のみ)	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-4	土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績	・山梨県が発注した土木施設等緊急維持修繕業務(発注者の指示に基づいて緊急的な対応を行う業務)の受注実績の有無 ・対象施設: 県が管理する道路(国道、県道、林道)、河川・砂防施設、公園施設、下水道施設等で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度(当該年度については当該工事の入札参加申請締切日以前に契約済みの業務)
2-2-5	道路除雪業務委託の実績	・山梨県が発注した道路除雪(除雪、排雪または運搬)業務の受注実績の有無 ・対象施設: 県が管理する道路(国道、県道、林道)で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度(当該年度については当該工事の入札参加申請締切日以前に契約済みの業務)
2-2-6 2-2-7	耕作放棄地等の解消 その他の地域貢献	各技術評価様式の記載内容による(林政部、農政部)	
2-3-1	若手技術者の育成	・若手技術者は公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格を有する者「2点」、有しない者「1点」とする。	当該工事の公告日が属する年度の4月1日以降に36歳となる者は対象外
2-3-2	新規雇用の実績	・学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績を評価する。	当該工事の入札参加申請締切日時点で評価
3	県内下請企業の活用	「 <u>公告個別事項</u> 」に示す評価基準	

※個別事項1

- ・優良工事の評価要件を満たす対象工事
 - ＜注1＞の規定にかかわらず次のとおりとする。
 - 【1点加点対象】
 - 下記の【評価要件】を満たす工事実績があった場合には、評価点1点を与えるものとする。なお、工種は問わないものとする。

【評価要件】

次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める条件に全て該当すること。

1) 入札参加締め切り日が当該年度の4月1日から当該年度の優良工事表彰の日の前日までの間の場合

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度の前年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の前年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の当該年度の3カ年前の年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前々年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

2) 入札参加締め切り日が当該年度の優良工事表彰の日から3月31日までの間の場合

(下記のいずれかの場合の条件に全て該当すること。)

【当該年度の前年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合(CASE1)】

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
かつ、上記2)の②から⑤の全ての条件に該当すること。

【当該年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合(CASE2)】

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

※ 上記における「当該年度」とは、入札参加締め切り日がその日の属する年度をいう。

※ 上記における「工事成績評定点が80点」とは、工事成績評定通知書別表1(※)端数処理前の評定点合計の数値の小数点以下を切り捨てた数値とする。
また、「65点」、「70点」とは、工事成績評定通知書4成績評定①評定点の数値とする。

※個別事項2

- ・評価対象期間に法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。

※個別事項3

- ・継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。
- ・証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)

《CPD評価対象期間の事例》

推奨単位：50単位／年の場合

		過去1年間	公告日	評価単位	評価
ケース①	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		60単位／年	加点する
ケース②	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		60単位／年	加点する
ケース③	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		0単位／年	加点しない
ケース④	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		0単位／年	加点しない
ケース⑤	証明期間：2年間 取得単位：120単位	証明書発行日		60単位／年	加点する
ケース⑥	証明期間：1年間3ヶ月 取得単位：80単位	証明書発行日		40単位／年	加点しない

ケース⑥の証明期間が1年間3ヶ月の証明書は、2年間の証明書として評価する。

・建設系CPDプログラム：構成団体のCPD制度概要

(五十音順) 令和7年3月現在

NO.	学協会名称	推奨獲得 CPD単位(/年)	CPD証明書		継続教育学習制度	HPアドレス
			有無	内容		
1	(公社) 空気調和・衛生工学会	50	有	単位数・時期	建設系CPDプログラム(CPD)	http://www.jkai.or.jp/
2	(一財) 建設業振興基金	12	有	単位数・時期・明細	建設施工管理CPD制度	http://www.kensetsu.or.jp/
3	(一社) 建設コンサルタント協会	50	有	単位数・時期	建設コンサルタント協会CPD制度	http://www.jkai.or.jp/
4	(一社) 交通工学研究会	50 (200/4年)	有	単位数・時期	TOP/TOE資格制度	http://www.jkai.or.jp/
5	(公社) 地盤工学会	50	有	単位数・時期	G-CPD制度	http://www.jkai.or.jp/
6	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20	有	単位数・時期・明細	JAFEE森林分野CPD制度	http://www.jkai.or.jp/
7	(公社) 全国上下水道コンサルタント協	50	有	単位数・時期	上下水道技術者CPD	http://www.jkai.or.jp/
8	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20	有	単位数・時期	設計CPD	http://www.jkai.or.jp/
9	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	有	単位数・時期・明細	継続学習制度(CPD)	http://www.jkai.or.jp/
10	(一社) 全日本建設技術協会	25	有	単位数・時期・明細	全連CPD(継続教育)制度	http://www.jkai.or.jp/
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	地質・土質関連CPD制度	http://www.jkai.or.jp/
12	(公社) 土木学会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	土木学会継続教育(CPD)制度	http://www.jkai.or.jp/
13	(一社) 日本環境アセスメント協会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	J E A S - C P D 制度	http://www.jkai.or.jp/
14	(公社) 日本技術士会	50 (150/3年)	有	単位数・時期	技術士CPD	http://www.jkai.or.jp/
15	(公社) 日本建築士会連合会	12	有	単位数・時期・明細	建築士会継続教育(CPD)制度	http://www.jkai.or.jp/
16	(公社) 日本コンクリート工学会	推奨なし	-	-	(登録を受け付けていない)	
17	(公社) 日本造園学会	50	有	単位数・時期	造園CPD(継続教育)	http://www.jkai.or.jp/
18	(公社) 日本都市計画学会	50	有	単位数・時期	都市計画CPD	http://www.jkai.or.jp/
19	(公社) 農業農村工学会	50	有	単位数・時期	農業土木技術者継続教育(CPD)	http://www.jkai.or.jp/

・建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度

団体名	推奨時間数	継続教育学習制度	HPアドレス	
(公社) 日本建築士会連合会	1.2 認定時間/年	建築士会継続教育(CPD)制度	http://www.jkai.or.jp/	
(一社) 日本建築士事務所協会連合会		(登録を受け付けていない)	http://www.jkai.or.jp/	
(公社) 日本建築家協会		継続能力研修(CPD)制度	http://www.jkai.or.jp/	
(一社) 日本建設業連合会		(登録を受け付けていない)	http://www.jkai.or.jp/	
(一社) 日本建築学会		日本建築学会「能力開発教育制度」(G-CPD)	http://www.jkai.or.jp/	
建築設備士関係団体CPD協議会の参加団体				
(公社) 空気調和・衛生工学会、(一社) 建築設備技術者協会、(一社) 電気設備学会、(一社) 日本設備設計事務所協会、(公財) 建築技術教育普及センター			建築設備士CPD(継続能力開発)	http://www.jkai.or.jp/
(一社) 日本建築構造技術者協会			構造・建築設備CPD(建築設備)制度	http://www.jkai.or.jp/
(一財) 建設業振興基金			建設施工管理技士CPD制度	http://www.kensetsu.or.jp/
(公財) 建築技術教育普及センター			建築CPD情報提供制度	http://www.jkai.or.jp/

※推奨獲得CPD単位・時間数については、最新の情報を確認すること。

(公社) 日本建築士会連合会から認定された講習会を受けることを認められた(一社) 山梨県管工事協会会員が(公社) 日本建築士会連合会の単位認定の講習を受講し12単位(1年間)を取得した場合、評価対象とする。

※個別事項4

山梨県各部署で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づく、施工プロセスは次のとおりとする。

1 施工プロセス

建設現場における生産性向上のため、下記に掲げる①から⑤の全ての施工プロセスでICT施工技術を活用することをICT活用工事(標準実施型)とし、②④⑤の施工プロセスを義務付けながら、①③の施工プロセスについて、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事をICT活用工事(簡易型)とする。ただし、国土交通省が定める「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」における最新の要領に施工プロセスの該当がない場合は、当該プロセスの実施は必要ないものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

参考<同種工事の範囲>

2013コリンズ工種、工法・型式一覧

1 道路工事	道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、コンクリート構造物工事、道路付属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事等
2 河川・砂防工事	築堤工事、護岸工事、根固・水制工事、床止工事(落差工、帯工)、堰(頭首工を含む)・水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、治山ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、畑地かんがい工事等

機 関 等	内 訳
山梨県	(企業局を含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
市町村	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)
事業団	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

新エネ推課-25-0011 米倉山水電解フルスタック評価設備整備工事

工事内容：米倉山水電解フルスタック評価設備の実証に伴う周辺整備工事

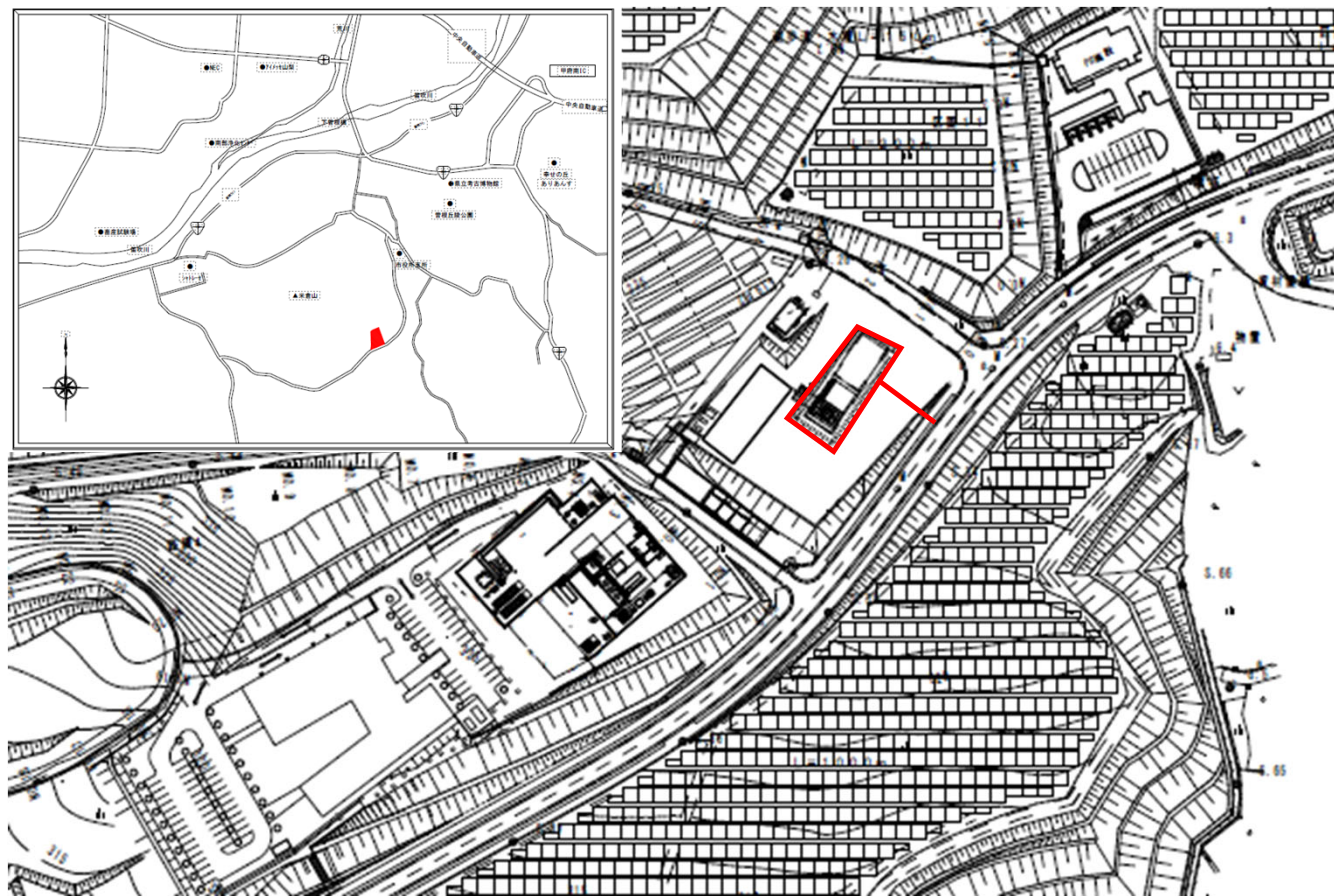
工事価格：66,120,000円（税抜）

工期：R8.1.9～R8.3.13まで

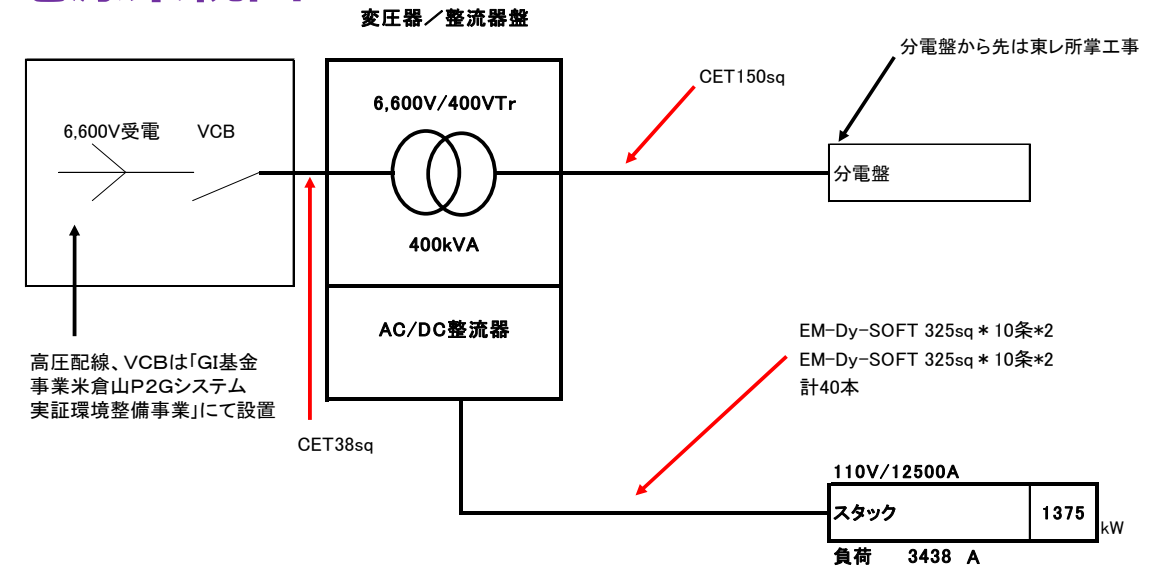
工事概要：実証に必要な整流器の搬入・据付を実施する。それに伴い6.6kV受電VCB～変圧器間の高圧電源、変圧器二次側低圧電源および整流器直流電源の整備を行う。また、上水道等やテント周辺設備の整備も実施する。

（整流器については、別途、物品購入とする）

案内図



電源系統図



機器配置図

